

強い農業づくり交付金の配分基準について

16生産第8451号
平成17年4月1日
大臣官房国際部長
総合食料局長
生産局長 通知
経営局長

改正	平成18年	3月31日	17生産第8569号
改正	平成19年	3月30日	18生産第9316号
改正	平成20年	4月1日	19生産第9995号
改正	平成20年	10月16日	20生産第3974号
改正	平成21年	3月31日	20生産第10021号
改正	平成21年	3月31日	20総合第2242号
改正	平成21年	3月31日	20経営第7197号
改正	平成21年	5月29日	21生産第1067号
改正	平成21年	5月29日	21総合第323号
改正	平成21年	5月29日	21経営第934号
改正	平成22年	5月28日	21生産第9806号
改正	平成22年	5月28日	21総合第2156号
改正	平成22年	5月28日	21経営第7165号
改正	平成23年	4月1日	22生産第9709号
改正	平成23年	4月1日	22総合第1767号
改正	平成23年	4月1日	22経営第7281号
改正	平成24年	2月8日	23生産第5632号
改正	平成24年	2月8日	23食産第3068号
改正	平成24年	2月8日	23経営第2923号
改正	平成24年	4月6日	23食産第4021号
改正	平成24年	4月6日	23生産第6192号
改正	平成24年	4月6日	23経営第3673号
改正	平成25年	2月26日	24食産第5546号
改正	平成25年	2月26日	24生産第2892号

改正	平成25年	2月26日	24食産第5546号
改正	平成25年	2月26日	24生産第2892号
改正	平成25年	5月16日	25食産第272号
改正	平成25年	5月16日	25生産第173号
改正	平成26年	2月6日	25食産第4165号
改正	平成26年	2月6日	25生産第2889号
改正	平成26年	4月1日	25食産第4961号
改正	平成26年	4月1日	25生産第3422号
改正	平成26年	7月7日	26生産第1045号
改正	平成27年	2月3日	26食産第3602号
改正	平成27年	2月3日	26生産第2536号
改正	平成27年	4月9日	26食産第4697号
改正	平成27年	4月9日	26生産第3426号
改正	平成27年	9月30日	27生産第1842号
改正	平成28年	4月1日	27食産第6086号
改正	平成28年	4月1日	27生産第2872号
改正	平成28年	4月1日	27政統第906号
改正	平成29年	3月31日	28食産第6095号
改正	平成29年	3月31日	28生産第2194号
改正	平成29年	3月31日	28政統第1970号
改正	平成30年	3月28日	29食産第5581号
改正	平成30年	3月28日	29生産第2293号
改正	平成30年	3月28日	29政統第1966号
最終改正	平成31年	2月7日	30食産第4287号
最終改正	平成31年	2月7日	30生産第1879号
最終改正	平成31年	2月7日	30政統第1674号

強い農業づくり交付金については、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け生産第8260号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

強い農業づくり交付金の配分基準について

強い農業づくり交付金（以下「交付金」という。）の配分基準については、以下のとおりとする。
ただし、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の2のただし書に基づく緊急の事業については、要綱別表1の及びのメニューの欄に定める取組と別に配分額を決定するものとし、その配分基準は、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長及び農林水産省政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定めるところによるものとする。

第1 都道府県配分額の算定

次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から要綱別表1の及びのメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する継続要望額（要綱の別紙様式第1号の都道府県事業実施計画（以下「都道府県事業実施計画」という。）の3（継続事業）の事業費の内訳の交付金の額に本基準第2及び第3に定めるところにより評価結果及び前々年度不用額を反映した額をいう。）に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

（1）予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、以下の方法により配分額を算定することとする。

ア 優先枠の取組に対するポイントの加算

次の（ア）から（エ）までの取組のうち、優先枠の範囲内で別表5に定めるポイントを加算できるものとする。

（ア）産地収益力の強化のうち次世代型大規模園芸施設及び次世代施設園芸技術実証温室の整備の取組

（イ）産地収益力の強化のうち中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組

（ウ）産地競争力の強化のうち水田における高収益型農業への転換に向けた体制整備の取組

（エ）産地合理化の促進のうち穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用及び食肉等流通体制整備の取組

なお、（イ）の取組にあっては、地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2276号農林水産事務次官依命通知）等に基づく地域別農業振興計画をいう。）に基づき行われることが確実と見込まれる事業実施計画を優先して加算の対象とするものとし、その合計が優先枠の範囲に満たない場合には、上記以外の事業実施計画にも加算できるものとする。

イ 配分対象となる事業実施計画の特定

優先枠の対象となる事業実施計画及びそれ以外の事業実施計画について、別表1-1-1から5までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額（都道府県事業実施計画の1（整備事業（総括表））の負担区分の交付金の額に本基準第2及び第3に定めるところにより「評価結果及び前々年度不用額」を反映した額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するとともに、各優先枠に係る交付金額を示すものとする。

ウ 高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち、周年・計画生産の技術が既に普及している品目の施設に係る事業実施計画の特定

高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち、完全人工光型の施設に係るスプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目の新技術につ

いては、同一の技術の導入地区数は、平成29年度以降の累計で3地区までとしていることから、当該年度において、同一の新技术を導入した施設の事業実施計画の申請が導入地区数の上限を超える場合は、ポイントが上位の事業実施計画から順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。

(2) 1事業実施計画当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。

ア 次世代型大規模園芸施設の整備の取組及び高度環境制御栽培施設の整備取組にあっては、1年度当たり10億円

イ アに掲げる取組以外のものにあつては、1年度当たり20億円

ウ ア及びイにかかわらず、要綱別表1の の事業実施主体の欄の1の(10)に掲げる中間事業者及び同(11)に掲げる流通業者が要望できる1事業実施計画当たりの額にあっては、それぞれ次のとおりとする。

(ア) 中間事業者 5億円

(イ) 流通業者 2.5億円

(3) (1)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、以下のとおり配分するものとする。

ア 要綱第2に定める政策目的のうち食品流通の合理化に資する事業実施計画がある場合は、当該事業実施計画については、要望額に相当する額を配分する。

イ アにより配分した結果、更に配分可能額がある場合には、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順(都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順)に並べ、アの事業実施計画を除いた事業実施計画の要望額の割合に対し、8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

(4) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等(北海道にあっては生産局長等又は沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。)が認める場合は、この限りではない。

第2 評価結果の配分額への反映

交付金の配分における要綱第8の6に基づく評価結果の反映は、次によるものとする。

ただし、平成23年度補正予算(第4号)、平成24年度補正予算(第1号)及び要綱第3の2のただし書による緊急対策に係る要綱第8の6に基づく評価結果にあっては、本項を適用しない。

1 評価結果の反映は、要綱第8の6に基づき取りまとめた評価結果における都道府県別の成果目標の達成率の過去5ヶ年の平均値(当該達成率が2以上の政策目的にわたる場合にあっては、各政策目的の事業実績に応じて加重平均した値とする。以下「達成度」という。)に基づき行うものとする。

この場合において、都道府県別の成果目標の達成度は、都道府県事業実施計画の成果目標ごとの達成率に基づき100%以内で算定するものとする。

2 評価結果を反映した配分額(以下「評価結果反映配分額」という。)は、都道府県事業実施計画の1(整備事業(総括表))の負担区分の交付金として記載した額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

整備事業

達成度	乗率
80%以上	100.0%
60%以上80%未満	95.0%
40%以上60%未満	90.0%
20%以上40%未満	85.0%
20%未満	80.0%

第3 前々年度不用額の配分額への反映

- 1 都道府県に配分する交付金の効率的な予算執行を推進するために、都道府県評価結果反映配分額に、次に定めるところにより、前々年度の都道府県における交付金の不用額を反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

ただし、要綱第3の2のただし書による緊急対策における交付金の不用額は、反映しないこととする。

不用による調整額＝都道府県からの交付要望額×不用額換算率

前々年度都道府県別不用額率	不用額換算率
5%未満	100%
5%以上20%未満	95%
20%以上40%未満	90%
40%以上	80%

(注) 前々年度都道府県別不用額率＝前々年度不用額／前々年度割当額×100

- 2 3者以上の業者から見積りを徴取して都道府県に提出し、都道府県事業実施計画の負担区分に反映させた事業実施計画については、1の規定を適用しないこととする。

第4 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この改正された要領は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成20年10月16日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成21年5月29日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成22年5月28日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成24年2月8日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成25年2月26日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成26年7月7日から施行する。
- 2 平成26年度当初予算に関し、平成26年7月7日以降においては、第1の2の事業実施計画について、事業実施主体が要望できる1事業実施計画当たりの上限要望額は3億円とする。とともに、第1の2の(1)のアの(ア)に定める産地競争力の強化のうち農畜産物輸出に向けた体制整備の取組へのポイントの加算は行わないものとする。

附則

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度補正予算に関し、第1の2の(1)のアの(イ)に定める産地収益力の強化のうち「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組への優先枠の取組に対するポイントの加算は行わないものとする。

附則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。ただし、第3の規定については平成28年度予算成

立日から適用する。

附則

1 この通知は、平成27年9月30日から施行する。

附則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日付け29食産第5581号、平成30年3月28日付け29生産第2293号及び平成30年3月28日付け29政統第1966号）

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月7日付け30食産第4287号、平成31年2月7日付け30生産第1879号及び平成31年2月7日付け30政統第1674号）

この通知は、平成31年2月7日から施行する。

別表 1 - 1 - （産地収益力の強化に向けた総合的推進）

各メニューの産地基幹施設等（以下「施設等」という。）の整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表 1 - 2 - のとおりとする。

メニュー	産地基幹施設等	類別														
土地利用型作物（稲、麦（大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。）及び豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）（稲（新規需要米を除く。））	耕種作物小規模土地基盤整備	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				
	育苗施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				
	乾燥調製施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				
	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				
	農産物処理加工施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				
	集出荷貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				
	産地管理施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				
	生産技術高度化施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				
土地利用型作物（新規需要米） 新規需要米とは、輸出用米、米粉用米及び飼料用米をいう。以下同じ。	耕種作物小規模土地基盤整備	12	13	18												
	育苗施設	12	13	14	15	16										
	乾燥調製施設	12	13	14	15	16										
	穀類乾燥調製貯蔵施設	12	13	14	15	16										
	農産物処理加工施設	12	13	17												
	集出荷貯蔵施設	12	13	14	15	16										
	産地管理施設	12	13	14	15	16										
	用土等供給施設	12	13	14	15	16										
	生産技術高度化施設	12	13	14	15	16										
	種子種苗生産関連施設	12	13	14	15	16										
	有機物処理・利用施設	12	13	18												
土地利用型作物（麦）	耕種作物小規模土地基盤整備	19	20	21	22	23	24	25	26	27						
	乾燥調製施設	19	20	21	22	23	24	27								
	穀類乾燥調製貯蔵施設	19	20	21	22	23	24	27								
	農産物処理加工施設	19	20	21	22	23	24	25	27							
	集出荷貯蔵施設	19	20	21	22	23	24	27								
	産地管理施設	19	20	21	22	23	24	25	27							
	生産技術高度化施設	19	20	21	22	23	24	25	26	27						
土地利用型作物（豆類）	耕種作物小規模土地基盤整備	28	29	30	31	32	33	34								
	乾燥調製施設	28	29	30	31	32	33	34								
	穀類乾燥調製貯蔵施設	28	29	30	31	32	33	34								
	農産物処理加工施設	28	29	30	34	35	36									
	集出荷貯蔵施設	28	29	30	31	32	33	34								
	産地管理施設	28	29	30	31	32	33	34								
	生産技術高度化施設	28	29	30	31	32	33	34								
土地利用型作物（土地利用型作物の種子）	乾燥調製施設	37	38	39	40	41	42	43								
	穀類乾燥調製貯蔵施設	37	38	39	40	41	42	43								
	種子種苗生産関連施設	37	38	39	40	41	42	43								
畑作物・地域特産物（いも類）	育苗施設	44	45	46	47	48	49	50	51	52	55	56				
	産地管理施設	44	45	46	50	51	52	53	54	55	56					
	農産物処理加工施設	44	45	46	47	48	49	50	51	52	55	56				
	集出荷貯蔵施設	44	45	46	50	51	52	53	54	55	56					
	農作物被害防止施設	44	45	52	53	54	55	56								
	種子種苗生産関連施設	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56		
	生産技術高度化施設	44	45	46	50	51	52	55	56							
	有機物処理・利用施設	47	48	49	50	52	53	54								
畑作物・地域特産物（甘味資源作物）	育苗施設	57	58	59	60	62										
	農産物処理加工施設	57	58	59	61	62	63	64	65							
	種子種苗生産関連施設	57	58	59	60	61										
	生産技術高度化施設	57	58	59	61	62										
畑作物・地域特産物（茶）	耕種作物小規模土地基盤整備	66	67	71	75	79	80	84								
	農産物処理加工施設のうち荒茶加工機	66	70	72	76	77	79	81	82	84						

	農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機	66	72	73	76	77	79	81	82	84						
	集出荷貯蔵施設	69	74	78	79	82										
	産地管理施設	66	67	71	72	75	79	80								
	生産技術高度化施設の うち栽培管理支援施設	66	67	71	72	75	79	80								
	農作物被害防止施設のうち防霜施設、 病害虫防除施設	67	68	71	72	73	79	80	83	84						
畑作物・地域特産物 （いぐさ・畳表）	育苗施設	85	86	87	88	90										
	乾燥調製施設	85	86	87	88	90										
	農産物処理加工施設	85	86	87	88	89	90									
	集出荷貯蔵施設	85	86	87	88	90										
	産地管理施設	83	86	87	88	89	90									
	生産技術高度化施設	85	86	87	88	90										
畑作物・地域特産物 （その他）	耕種作物小規模土地基盤整備	91	92	93	94	95	97	99	100							
	育苗施設	91	92	93	94	95	97	98	100							
	乾燥調製施設	91	92	93	94	95	97	98	100							
	農産物処理加工施設	92	93	94	95	96	97	101	102							
	集出荷貯蔵施設	91	92	93	94	95	97	98	100							
	産地管理施設	91	92	93	94	95	97	99	100							
	生産技術高度化施設	91	92	93	94	95	97	99	100							
果樹	耕種作物小規模土地基盤整備	103	104	105	106	107	108	109	110	111	114					
	育苗施設	103	104	105	106	107	108	109	110	111	114					
	農産物処理加工施設	103	104	105	106	107	108	109	110	111	114					
	集出荷貯蔵施設	103	104	105	107	108	109	110	111	115						
	産地管理施設	103	104	105	106	107	108	109	111	114						
	農作物被害防止施設	104	109	110	111	112	113	114								
	生産技術高度化施設	103	104	105	106	107	108	109	110	111	114	115	116			
	種子種苗生産関連施設	103	104	105	106	107	108	109	110	111	114					
	有機物処理・利用施設	103	104	106	107	108	109									
	農業廃棄物処理施設	103	104	105	106	107	108	109	110	111	114					
野菜	耕種作物小規模土地基盤整備	117	118	119	120	121	122	123	124							
	育苗施設	117	118	119	120	121	122	123	124	127						
	農産物処理加工施設	117	118	119	120	121	122	123	124							
	集出荷貯蔵施設	117	118	120	121	122	123	124	128							
	産地管理施設	117	118	119	120	121	122	123	124	127						
	農作物被害防止施設	118	122	123	125	126	127									
	生産技術高度化施設	117	118	119	120	121	122	123	124	127	128	129				
	種子種苗生産関連施設	117	118	119	120	121	122	123	124	127						
	有機物処理・利用施設	117	118	119	120	121	122									
	農業廃棄物処理施設	117	118	119	120	121	122	123	124	127						
花き	耕種作物小規模土地基盤整備	130	131	132	133	134	135	136	137							
	育苗施設	130	131	132	133	134	135	136	137	138						
	農産物処理加工施設	130	131	133	134	135	136	137								
	集出荷貯蔵施設	130	131	133	134	135	136	137								
	産地管理施設	130	131	132	133	134	135	136	137	138						
	用土等供給施設	130	131	132	133	134	135	136	137							
	農作物被害防止施設	131	135	137	138	139	140									
	生産技術高度化施設	130	131	132	133	134	135	136	137	140	141	142				
	種子種苗生産関連施設	130	131	132	133	134	135	136	137	140						
	有機物処理・利用施設	130	131	132	133	134	135	136								
	農業廃棄物処理施設	130	131	132	133	134	135	136	137	140						
環境保全型農業（注） 1	耕種作物小規模土地基盤整備	143	144													
	育苗施設	144	145													
	用土等供給施設	143	144													

	農作物被害防止施設	144	145													
	種子種苗生産関連施設	144	145													
	有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）	143	144													
	有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設	143	144	146												
畜産周辺環境影響低減（注）2	浄化処理施設	147	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166
		167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181
		182	183													
	脱臭施設	148	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166
		167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181
		182	183													
国産原材料サプライチェーン構築（注）3	耕種作物小規模土地基盤整備	149														
	育苗施設	149														
	乾燥調製施設	149														
	穀類乾燥調製貯蔵施設	149														
	農産物処理加工施設	149														
	集出荷貯蔵施設	149														
	産地管理施設	149														
	農作物被害防止施設	149														
	生産技術高度化施設	149														
	種子種苗生産関連施設	149														
	畜産物処理加工施設	149														
	家畜飼養管理施設	149														
青果物広域流通システム構築(注) 4	集出荷貯蔵施設	150														
畜産生産基盤育成強化（注）5	畜産物処理加工施設	151	152	154	155	156	157	172	173	176	177	181	182	184		
	家畜飼養管理施設	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167
		168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182
		183	184													
家畜改良増殖	家畜改良増殖関連施設（牛肉）	185	186	187	188											
	家畜改良増殖関連施設（豚肉）	189	190	191	192	193										
	家畜改良増殖関連施設（鶏肉）	194	195	196	197											
	家畜改良増殖関連施設（鶏卵）	198	199	200	201											
	家畜改良増殖関連施設（馬及び特用家畜）	202	203	204	205											
飼料増産	飼料作物作付条件整備	206	207	208	209	210	211	212	213	214						
	放牧利用条件整備	206	207	208	209	210	211	212	213	214						
	水田飼料作物作付条件整備	206	207	208	209	210	211	212	213	214						
	家畜飼養管理施設	206	207	208	209	210	211	212	213	214						
	自給飼料関連施設	206	207	208	209	210	211	212	213	214						
飼料増産(地域未利用資源の飼料利用)	自給飼料関連施設	215	216	217	218											
食肉等流通体制整備	産地食肉センター	219	220	221	222											
	家畜市場	223	224	225												
	食鳥処理施設	226	227	228												
	鶏卵処理施設	229	230	231	232											
農畜産物輸出に向けた体制整備（注）6	耕種作物産地基幹施設整備	233														
	畜産物産地基幹施設整備	233														
「強み」のある産地形成に向けた体制整備（注）7	小規模土地基盤整備	234	235	236												
	飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備	234	235	236												
	耕種作物産地基幹施設整備	234	235	236												
	畜産物産地基幹施設整備	234	235	236												

次世代型大規模園芸施設の整備	農作物処理加工施設	237	238													
	集出荷貯蔵施設	237	238													
	生産技術高度化施設	237	238													
	種子種苗生産関連施設	237	238													
次世代施設園芸技術実証温室の整備	生産技術高度化施設	239	240													
地球温暖化対策（気候変動リスク軽減）	耕種作物小規模土地基盤整備	241	242													
	産地管理施設	241	242													
	農作物被害防止施設	241	242													
	生産技術高度化施設	241	242													
	種子種苗生産関連施設	241	242													
地球温暖化対策（土壌劣化リスク軽減）	耕種作物小規模土地基盤整備	243	244													
	用土等供給施設	243	244													
	生産技術高度化施設	243	244													
	有機物処理・利用施設	243	244	245												
資材高騰等のリスク軽減（注）8、9	耕種作物小規模土地基盤整備	246	247													
	産地管理施設	246	247	248	249											
	生産技術高度化施設	246	247	250												
	有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）	251	252													
	有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設	251	252	253												
	油糧作物処理加工施設	254	255													
	バイオエーゼル燃料製造供給施設	256	257													
環境保全（小規模公害防除）	耕種作物小規模土地基盤整備	258	259													
環境保全（農業廃棄物の再生処理）	農業廃棄物処理施設	260	261													
病害虫まん延防止対策	産地管理施設	262	263	264												
	農産物被害防止施設	262	263	264												
	種子種苗生産関連施設	262	263	264												
	農産物処理加工施設	262	263	264												
	集出荷貯蔵施設	262	263	264												

- （注）１：環境保全型農業の取組で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、146を必須とし、143又は144の中から成果目標を１つ、合計２つの成果目標を立てること。
- ２：畜産周辺環境影響低減の取組を行う場合は、以下のとおりとする。
- （１）浄化処理施設を整備する場合は、147を必須とし、153から183の中から施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を１つ、合計２つの成果目標を立てること。
- （２）脱臭施設を整備する場合は、148を必須とし、153から183の中から施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を１つ、合計２つの成果目標を立てること。
- ３：国産原材料サプライチェーン構築の取組を行う場合は149を必須とし、当該施設で取り扱う作物等（野菜、果樹、麦類、豆類、地域特産物及び畜産物）の成果目標から１つ、合計２つの成果目標を立てることができる。
- ４：青果物広域流通システム構築の取組を行う場合は150を必須とし、当該施設で取り扱う作物（野菜及び果樹）の成果目標から１つ、合計２つの成果目標を立てることができる。
- ５：畜産生産基盤育成強化の取組で家畜飼養管理施設を整備する場合は、当該施設において飼養する畜種に応じた成果目標を選択すること。
- ６：農畜産物輸出に向けた体制整備の取組を行う場合は、233を必須とし、対応するメニュー（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き及び食肉等流通体制整備）及び整備する施設（食肉等流通体制整備の家畜市場を除く。）に対応した成果目標から１つ、合計２つの成果目標を立てることができる。
- ７：「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組を行う場合は、234を必須とし、235又は236の中から成果目標を１つ、合計２つの成果目標を立てることができる。
- ８：資材高騰等のリスク軽減の取組で産地管理施設のうち土壌診断関連の施設を整備する場合は248又は249を必須とし、246又は247の中から成果目標を１つ、合計２つの成果目標を立てること。
- ９：資材高騰等のリスク軽減の取組で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、253を必須とし、251又は252の中から成果目標を１つ、合計２つの成果目標を立てること。

別表１－１－（産地合理化の促進）
各メニューの中で整備する施設等は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表１－２－のとおりにする。

メニュー	産地基幹施設等	類別														
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（注）１	乾燥調製施設	1	2	3	4	5										
	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2	3	4	5										
	集出荷貯蔵施設	1	2	3	4	5										
集出荷貯蔵施設等再編利用（注）２	集出荷貯蔵施設	6														
	農産物処理加工施設	6														
農産物処理加工施設等再編利用（注）３	農産物処理加工施設のうち荒茶加工機	7	8	9	10	11	13	14	15	16	17					
	農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17				

食肉等流通体制再編整備（注）4	家畜市場	18														
	食鳥処理施設	19														
	鶏卵処理施設	19														
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	国内産いもでん粉工場再編整備	20	21	22	23											
	国内産いもでん粉工場の合理化	20	21	22	23											
	国内産糖工場再編整備	24	25	26	27											
	国内産糖工場の合理化	24	25	26	27											
乳業再編等整備	効率的乳業施設整備	28	29	30	31											
	集送乳合理化等推進整備のうち大型貯乳施設整備	32	33	34	35											
	集送乳合理化等推進整備のうち需給調整拠点施設整備	36	37	38												

（注）1：穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は1から5の中から成果目標を1つ、別表1 - 2 - の当該施設で取り扱う作物（稲、麦、大豆等）の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てること。

2：集出荷貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は6を必須とし、別表1 - 2 - の当該施設で取り扱う作物（野菜、果樹及び花き）の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てること。

3：農産物処理加工施設等再編利用の取組を行う場合は7を必須とし、8から17までの中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。

4：食肉等流通体制再編整備のうち家畜市場の再編を行う場合は18、食鳥処理施設又は鶏卵処理施設の再編を行う場合は19を必須とし、別表1 - 2 - の食肉等流通体制整備の成果目標のうち当該施設に対応したものから1つ、合計2つの成果目標を立てること。

	22%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	都道府県平均値より20%以上下回る場合・・・ 4 ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間縮減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・ 3 ポイント
4	・品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）の結果、①食味値②アミロース値（％）③タンパク値（％）④その他①～③と同程度の品質向上指標、のうち2項目以上が、事業実施年度の前（又は前5中3年）より改善されているとともに、タンパク値（％）について分析結果が0.1ポイント以上低下。 0.8ポイント以上・・・・・・・・ 5 ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・ 3 ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント 0.1ポイント以上・・・・・・・・ 1 ポイント かつ、 (a)区分集荷(b)区分販売(c)農家への精算(d)施肥等生産技術への反映について、分析結果を(a)～(d)のうち 4つの項目に反映する場合・・・・・・・・ 5 ポイント 3つの項目に反映する場合・・・・・・・・ 4 ポイント 2つの項目に反映する場合・・・・・・・・ 3 ポイント 1つの項目に反映する場合・・・・・・・・ 2 ポイント	・品質分析（米のタンパク値（％））の結果が、事業実施年度の前（又は前5中3年）と比較して0.1ポイント以上低い。 0.8ポイント以上・・・・・・・・ 5 ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・ 3 ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント 0.1ポイント以上・・・・・・・・ 1 ポイント
5	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。（ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする） 25ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が作付面積全体に占める割合に対して5.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・ 5 ポイント 29.8%以上・・・・・・・・ 4 ポイント 21.5%以上・・・・・・・・ 3 ポイント 13.3%以上・・・・・・・・ 2 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について、 ① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・・・・・・・ 5 ポイント ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・・・・・・・ 4 ポイント ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・ 3 ポイント ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・ 2 ポイント ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・・・・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別1の現況値を選択することはできない。
6	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上増加又は増加した結果 取り組む面積の割合が100%に到達・・・・・・・・ 10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・・・・・・ 5 ポイント 50%以上・・・・・・・・ 4 ポイント 40%以上・・・・・・・・ 3 ポイント 30%以上・・・・・・・・ 2 ポイント 25%以上・・・・・・・・ 1 ポイント

	※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別 7 の成果目標を選択することはできない。	
7	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者（持続農業法に基づく認定、有機 J A S 認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている農業者の合計）の割合を 1 ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別 6 の成果目標を選択することはできない。	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が 1 % 以上。 35%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
8	・事業実施地区における 1 等比率を事業実施年度の前 7 中 5 年平均の値と比べて 6 ポイント以上改善。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1 等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を10%以上削減。 事業実施年度の前 7 中 5 年平均の値と比べて 5 割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント 4 割以上削減・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3 割以上削減・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2 割以上削減・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 割以上削減・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区における 1 等比率の直近 7 中 5 年平均が40%以上。 80%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・ 5 ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・ 3 ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別 9 の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。
9	・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を 1 ポイント以上向上。 5 ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は ・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を 1 ポイント以上向上。 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント かつ、 ・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・・・・・・・・ 5 ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント ※（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。	・事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合が 1 % 以上。 5 % 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 % 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・ 5 ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・ 3 ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別 8 の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。

	<table><tr><td>10</td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント </td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント </td></tr><tr><td>11</td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント </td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術の導入面積の割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント </td></tr></table>	10	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント	11	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術の導入面積の割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント	土地利用型作物 （新規需要米） ※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点到に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用途に応じた分別管理に取り組む計画となっている場合・・・・・・・・5ポイント ・気象情報を活用し、立毛乾燥の推進に取り組む計画となっている場合・・・・・・・・3ポイント ・事業対象作物について、GAP認証を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合（ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、別表1の233の③を選択する場合は、本項目は選べない） ①受益農業者の全て又は受益面積の全てで上記の取組を行っている場合・・・・・・・・5ポイント ②受益農業者の過半又は受益面積の過半で上記の取組を行っている場合・・・・・・・・3ポイント	<table><tr><td>12</td><td> ・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・2ポイント </td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・・・・・・5ポイント 6.5%以上・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・2ポイント 2.0%以上・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※）・・・・・・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③のいずれか1つに取り組んでいる場合・・・・・・・・3ポイント いずれか2つに取り組んでいる場合・・・・・・・・5ポイント ①戦略的輸出事業者と輸出用米の契約を結んでいる又は輸出の実績がある ②多収性の品種を用いた生産を行っている ③輸出先国の品質基準に合わせた栽培マニュアルを策定している ※ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、別表1の233の⑮を選択する場合は、本項目は選べない。 </td></tr><tr><td>13</td><td> ・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立によ</td><td> ・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※2）・・・・・・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③の </td></tr></table>	12	・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・・・・・・5ポイント 6.5%以上・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・2ポイント 2.0%以上・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※）・・・・・・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③のいずれか1つに取り組んでいる場合・・・・・・・・3ポイント いずれか2つに取り組んでいる場合・・・・・・・・5ポイント ①戦略的輸出事業者と輸出用米の契約を結んでいる又は輸出の実績がある ②多収性の品種を用いた生産を行っている ③輸出先国の品質基準に合わせた栽培マニュアルを策定している ※ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、別表1の233の⑮を選択する場合は、本項目は選べない。	13	・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立によ	・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※2）・・・・・・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③の
10	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント													
11	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術の導入面積の割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント													
12	・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・・・・・・5ポイント 6.5%以上・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・2ポイント 2.0%以上・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※）・・・・・・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③のいずれか1つに取り組んでいる場合・・・・・・・・3ポイント いずれか2つに取り組んでいる場合・・・・・・・・5ポイント ①戦略的輸出事業者と輸出用米の契約を結んでいる又は輸出の実績がある ②多収性の品種を用いた生産を行っている ③輸出先国の品質基準に合わせた栽培マニュアルを策定している ※ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、別表1の233の⑮を選択する場合は、本項目は選べない。													
13	・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立によ	・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※2）・・・・・・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③の													

	る肥料費の抑制の各項目に新たにに取り組む場合 (a)、(b)、(c)の全てに取り組む場合・・・５ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか２つに取り組む場合・３ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか１つに取り組む場合・１ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別16の成果目標を選択することはできない。	いずれか１つに取り組んでいる場合・・・３ポイント いずれか２つに取り組んでいる場合・・・５ポイント ①戦略的輸出事業者と輸出用米の契約を結んでいる又は輸出の実績がある ②多収性の品種を用いた生産を行っている ③輸出先国の品質基準に合わせた栽培マニュアルを策定している ※１ 米粉・飼料用米向けに育成された多収品種（知事特認品種を含む）のほか、栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね１割以上高い品種。 ※２ ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、別表１の233の⑮を選択する場合は、本項目は選べない。
14	・新規需要米の10 a 当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85%以下・・・10ポイント 87.5%以下・・・８ポイント 90%以下・・・６ポイント 92.5%以下・・・４ポイント 95%以下・・・２ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別16の成果目標を選択することはできない。	・現状の水稲について 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を11%以上下回る場合・・・５ポイント 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を８%以上下回る場合・・・４ポイント 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を５%以上下回る場合・・・３ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 ２つ以上に取り組んでいる場合・・・２ポイント １つに取り組んでいる場合・・・１ポイント
15	・新規需要米の10 a 当たり労働時間が事業実施地区における直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下。 65%以下・・・10ポイント 70%以下・・・８ポイント 75%以下・・・６ポイント 80%以下・・・４ポイント 85%以下・・・２ポイント	・現状の水稲について 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・５ポイント 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・３ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、 ２つ以上に取り組んでいる場合・・・２ポイント １つに取り組んでいる場合・・・１ポイント
16	・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85%以下・・・10ポイント 87.5%以下・・・８ポイント 90%以下・・・６ポイント 92.5%以下・・・４ポイント 95%以下・・・２ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別14の成果目標を選択することはできない。	・現状の水稲について 60kg当たり物財費が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・５ポイント 60kg当たり物財費が都道府県平均値を５%以上下回る場合・・・３ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 ２つ以上に取り組んでいる場合・・・２ポイント １つに取り組んでいる場合・・・１ポイント
17	・地場製粉等の加工（事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと）により新規需要米の販売単価（新規需要米の単位重量当たりに換算）が50%以上増加。 150%以上・・・10ポイント 125%以上・・・８ポイント 100%以上・・・６ポイント	・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について 前年から増加・・・２ポイント 取組開始年から増加・・・１ポイント かつ、 ・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有している場合・・・３ポイント

		75%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	
	18	・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稻全体の平 年単収に対して105%以上。 125%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 120%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 115%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 110%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 105%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別13の 成果目標を選択することはできない。	・現状の事業実施地区における新規需要米の生産が多収性の品 種（※1）によって行われている割合が20%以上。 100%・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地 として参加している（※2）・・・・・・・・ 1 ポイント さらに上記に加え、以下の①～③の いずれか1つに取り組んでいる場合・・・・・・・・ 3 ポイント いずれか2つに取り組んでいる場合・・・・・・・・ 5 ポイント ①戦略的輸出事業者と輸出用米の契約を結んでいる又は輸 出の実績がある ②多収性の品種を用いた生産を行っている ③輸出先国の品質基準に合わせた栽培マニュアルを策定 している ※1 米粉・飼料用米向けに育成された多収品種（知事特認品 種を含む）のほか、栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収 より概ね1割以上高い品種。 ※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であ って、別表1の233の⑮を選択する場合は、本項目は選べない。
土地利用型作物 （麦）	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、 成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に 取り組む場合・・・・・・・・ 5 ポイント ※作付面積比率＝A／B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（もしくは上位1麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ・事業対象作物について、GAP認証を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAP に基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合・・・・・・・・ 5 ポイント ・事業実施地区において、新たに品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている技術等に2 つ以上取り組む場合・・・・・・・・ 3 ポイント		
	19	・民間流通における事業実施地区における実需者等との種前契 約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積の割合が事業実施 前年度に比べて5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近年の実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契 約に係る作付面積について、直近5年前（5年遡る事が困難な 場合は直近3年前）と比較した増加割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	20	・事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作麦及び2年 3作麦の作付面積の割合が7ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近年の事業実施地区における麦の作付面積のうち二毛作麦 及び2年3作麦の割合が20%以上。 80%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	21	・事業実施地区における10a又は60kg当たり物財費を3%以上削 減。 7%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント	・直近年の10a又は60kg当たり物財費について 都道府県平均値を15%以上下回る場合・・・・・・・・ 5 ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・ 4 ポイント 都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・・・・・・ 3 ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平 均値を用いることも可とする。

	3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、麦の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 1 つを 3 年以上取り組んでいる場合・・・・ 3 ポイント
22	・事業実施地区における10 a 当たり労働時間を 3 %以上削減。 7 %以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値を30%以上下回る場合・・・・ 5 ポイント 都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・・ 4 ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・ 3 ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、麦の労働時間削減に資する取組のうち、 1 つを 3 年以上取り組んでいる場合・・・・ 3 ポイント
23	・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、事業実施地区の小麦の総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加。 2.0ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 1.2ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント	・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。 ・めん用品種の場合 1.7ポイント以内・・・・・・・・ 5 ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・ 4 ポイント 3.4ポイント以内・・・・・・・・ 3 ポイント 4.3ポイント以内・・・・・・・・ 2 ポイント 5.2ポイント以内・・・・・・・・ 1 ポイント ・パン用品種の場合 0.4ポイント以内・・・・・・・・ 5 ポイント 1.5ポイント以内・・・・・・・・ 4 ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・ 3 ポイント 3.6ポイント以内・・・・・・・・ 2 ポイント 4.6ポイント以内・・・・・・・・ 1 ポイント
24	・事業実施地区における小麦作付面積に占めるパン・中華めん用品種の作付面積の割合が 2 ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近年の事業実施地区における小麦作付面積の対するパン・中華めん用品種の占める割合が 9 %以上。 25%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 21%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 17%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
25	・事業実施地区において、人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積について、麦全体の作付面積に占める割合を10ポイント以上増加かつその取組面積を70%以上確保。 20ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント	・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む麦の作付面積の割合が60%以上。 80%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 65%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
26	・事業実施地区における単収を事業実施年度の直近 7 中 5 年間の平均の値と比べて 3 %以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近年の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して101%以上。 107%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 105.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 104%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 102.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 101%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント

	27	・事業実施地区における 1 等比率を事業実施年度の直近 7 中 5 年間平均の値と比べて 5 ポイント以上向上。 15ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 12.5ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 10ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 7.5ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 5 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1 等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を 1 割以上削減。 事業実施年度の直近 7 中 5 平均の値と比べて 5 割以上削減・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 4 割以上削減・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 3 割以上削減・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 2 割以上削減・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 1 割以上削減・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・事業実施地区における 1 等比率の直近 7 中 5 年間の平均が60%以上 80%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 75%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 70%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 65%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 60%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 又は ・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。 5 つ以上取り組んでいる場合・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 3 つ以上取り組んでいる場合・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 1 つ以上取り組んでいる場合・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント ・病害虫耐性の強い新品種への転換 ・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ・実需者と連携した加工適性試験を実施し実需者ニーズを栽培方法等へ反映 ・弾丸暗渠施工等排水対策の徹底 ・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ・赤かび病等の防除の徹底 ・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組
土地利用型作物 （豆類）	28	・豆類の事業実施地区における上位等級（1、2 等）比率を事業実施年度の前 7 中 5 年平均の値と比べて15ポイント以上向上。 35ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 30ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 25ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 20ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 15ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1、2 等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を 1 割以上削減。 事業実施年度の前 7 中 5 年平均の値と比べて 5 割以上削減・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 4 割以上削減・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 3 割以上削減・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 2 割以上削減・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 1 割以上削減・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・事業実施地区における上位等級比率（前 7 中 5 年）が40%以上。 60%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 55%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 50%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 45%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 40%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 又は ・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。 5 つ以上取り組んでいる場合・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 3 つ以上取り組んでいる場合・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 1 つ以上取り組んでいる場合・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント ・病害虫耐性に強いなど、品質向上につながる新品種への転換 ・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ・実需者と連携した加工適性試験を実施し、実需者ニーズを栽培方法等へ反映 ・弾丸暗渠施工等の排水対策の徹底 ・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ・雑草防除や中耕培土等の雑草対策 ・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組
	29	・豆類の契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が事業開始年前年（前 7 中 5 年）と比較して 3 ポイント以上向上。（契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が40%以上である場合に限る。） 15ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 12ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 9 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 6 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 3 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント ・新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が10%以上向上。 30%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 25%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 20%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 15%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 10%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 又は、安定取引のため、以下の取組を新たに 1 つ以上実施。	・現状の地区の事業開始前年の契約栽培比率（前 7 中 5 年）（入札取引数量を除く。）が全国平均値（前 7 中 5 年）と比較して 3 ポイント以上高い。 15ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 12ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 9 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 6 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 3 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 又は、安定取引のため、以下の取組を 1 つ以上実施。

	①実需者等への直接販売契約若しくは集荷団体・卸売業者等を介した３社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること） ②複数年契約 ③事前値決め契約 ④実需者との産地交流会の開催 ⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組 ３つ以上・・・５ポイント ２つ以上・・・３ポイント １つ以上・・・１ポイント	①実需者等への直接販売契約若しくは集荷団体・卸売業者等を介した３社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること） ②複数年契約 ③事前値決め契約 ④実需者との産地交流会の開催 ⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組 ３つ以上・・・５ポイント ２つ以上・・・３ポイント １つ以上・・・１ポイント
30	・豆類の単収が事業開始前年（前７中５年）と比較して２％以上増加。 10%以上・・・10ポイント ８％以上・・・８ポイント ６％以上・・・６ポイント ４％以上・・・４ポイント ２％以上・・・２ポイント	・現状の地区の事業開始前年の単収（前７中５年）が当該都道府県の平均単収（前７中５年）と比較して102.0%以上。 127.0%以上・・・５ポイント 120.8%以上・・・４ポイント 114.5%以上・・・３ポイント 108.3%以上・・・２ポイント 102.0%以上・・・１ポイント
31	・豆類の作付面積が事業開始前年（前７中５年）と比較して２％以上増加。 10%以上・・・10ポイント ８％以上・・・８ポイント ６％以上・・・６ポイント ４％以上・・・４ポイント ２％以上・・・２ポイント	・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年（前７中５年）と比較して１％以上。 45%以上・・・５ポイント 35%以上・・・４ポイント 25%以上・・・３ポイント 15%以上・・・２ポイント １％以上・・・１ポイント
32	・豆類の10 a 又は60kg当たり物財費を６％以上削減。 22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・８ポイント 14%以上・・・６ポイント 10%以上・・・４ポイント ６％以上・・・２ポイント	・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10 a 又は60kg当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して６％以上。 22%以上・・・５ポイント 18%以上・・・４ポイント 14%以上・・・３ポイント 10%以上・・・２ポイント ６％以上・・・１ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、豆類の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、１つ以上の取組を３年以上行っている場合・・・３ポイント
33	・豆類の10 a 当たり労働時間を７％以上削減。 15%以上・・・10ポイント 13%以上・・・８ポイント 11%以上・・・６ポイント ９％以上・・・４ポイント ７％以上・・・２ポイント	・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10 a 当たり労働時間の削減が、当該都道府県の平均値と比較して７％以上。 15%以上・・・５ポイント 13%以上・・・４ポイント 11%以上・・・３ポイント ９％以上・・・２ポイント ７％以上・・・１ポイント
34	・豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して５ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・８ポイント 13ポイント以上・・・６ポイント ９ポイント以上・・・４ポイント ５ポイント以上・・・２ポイント ※「新品種」とは、独立行政法人や都道府県農試において、平成10年以降に育成された豆類の品種をいう。	・豆類の新品種(今まで作付されていなかった従来品種は除く)の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対してが5.0%以上。 15.0%以上・・・５ポイント 12.5%以上・・・４ポイント 10.0%以上・・・３ポイント ７.5%以上・・・２ポイント 5.0%以上・・・１ポイント

	35	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の契約栽培比率（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・2ポイント 30%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
	36	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の使用量（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の使用量に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の使用割合が事業開始年前年と比較して58%以上。 70%以上・・・・・・・・・・5ポイント 67%以上・・・・・・・・・・4ポイント 64%以上・・・・・・・・・・3ポイント 61%以上・・・・・・・・・・2ポイント 58%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上国産豆類を使用している場合、国産豆類の使用比率が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
土地利用型作物 （土地利用型作物の種子）	37	・事業の対象となる土地利用型作物の種子の合格率が4ポイント以上向上。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、事業の対象となる種子の合格率の現状値が90%以上の場合は、以下の成果目標とする。 10ポイント、又は合格率が100%・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の土地利用型作物の種子の合格率について、過去5年のうち80%以上となった年数 5年・・・・・・・・・・5ポイント 4年・・・・・・・・・・4ポイント 3年・・・・・・・・・・3ポイント 2年・・・・・・・・・・2ポイント 1年・・・・・・・・・・1ポイント
	38	・事業の対象となる土地利用型作物の種子の生産面積が3ha以上増加。 15ha以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ha以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ha以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ha以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ha以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・事業の対象となる土地利用型作物の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント	・当該地区の土地利用型作物の種子の生産面積について、過去5年間の増加が3ha以上。 15ha以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ha以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ha以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ha以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ha以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・当該地区の土地利用型作物の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積について、過去5年間の増加率が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント

		9 %以上・・・・・・・・・・6 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント	9 %以上・・・・・・・・・・3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント ※「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と、直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値との比較とする。
39	・事業の対象となる土地利用型作物の種子の生産に要する10 a 当たりの労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・当該地区の土地利用型作物の種子の現状における10 a 当たりの生産に要する時間が以下の時間未満。 ＜稲＞ 35 h 未満・・・・・・・・・・5 ポイント 38 h 未満・・・・・・・・・・4 ポイント 41 h 未満・・・・・・・・・・3 ポイント 44 h 未満・・・・・・・・・・2 ポイント 47 h 未満・・・・・・・・・・1 ポイント ＜麦＞ 6 h 未満・・・・・・・・・・5 ポイント 6.5 h 未満・・・・・・・・・・4 ポイント 7 h 未満・・・・・・・・・・3 ポイント 7.5 h 未満・・・・・・・・・・2 ポイント 8 h 未満・・・・・・・・・・1 ポイント ＜大豆＞ 12 h 未満・・・・・・・・・・5 ポイント 13 h 未満・・・・・・・・・・4 ポイント 14 h 未満・・・・・・・・・・3 ポイント 15 h 未満・・・・・・・・・・2 ポイント 16 h 未満・・・・・・・・・・1 ポイント	
40	・事業の対象となる土地利用型作物の種子の生産に要する10 a 当たりの物財費を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・当該地区の土地利用型作物の種子の現状における10 a 当たりの物財費が以下の金額未満。 ＜稲＞ 79,800円未満・・・・・・・・・・5 ポイント 84,850円未満・・・・・・・・・・4 ポイント 89,900円未満・・・・・・・・・・3 ポイント 94,950円未満・・・・・・・・・・2 ポイント 100,000円未満・・・・・・・・・・1 ポイント ＜麦＞ 45,000円未満・・・・・・・・・・5 ポイント 48,000円未満・・・・・・・・・・4 ポイント 50,000円未満・・・・・・・・・・3 ポイント 53,000円未満・・・・・・・・・・2 ポイント 55,000円未満・・・・・・・・・・1 ポイント ＜大豆＞ 35,000円未満・・・・・・・・・・5 ポイント 38,000円未満・・・・・・・・・・4 ポイント 40,000円未満・・・・・・・・・・3 ポイント 43,000円未満・・・・・・・・・・2 ポイント 45,000円未満・・・・・・・・・・1 ポイント	
41	・事業の対象となる土地利用型作物の種子の種子更新率を事業実施年度の前 5 中 3 年平均の値と比べて 1 ポイント以上向上。 5 ポイント以上又は種子更新率が100% ・10ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・事業の対象となる土地利用型作物の種子の種子更新率について、過去 5 年のうち当該都道府県の平均値以上となった年数。 5 年・・・・・・・・・・5 ポイント 4 年・・・・・・・・・・4 ポイント 3 年・・・・・・・・・・3 ポイント 2 年・・・・・・・・・・2 ポイント 1 年・・・・・・・・・・1 ポイント	
42	・事業の対象となる土地利用型作物の種子について、災害対策用種子の備蓄割合を 2 %以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・8 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・6 ポイント	・事業の対象となる土地利用型作物の種子について、現状における災害対策用種子の備蓄割合が 2 %以上。 10%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・3 ポイント	

		4 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	4 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	43	・①から③のうちいずれかひとつの取組を選択する。 ①土地利用型作物の種子生産者の平均年齢を2歳以上引き下げる。 10歳以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 8歳以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6歳以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4歳以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2歳以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ②土地利用型作物の種子生産者を2名以上増加させる。 10名以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 8名以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6名以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4名以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2名以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ③土地利用型作物の種子生産ほ場の面積を3ha以上拡大する。 15ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 12ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3ha以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・①から④のうちいずれかひとつの取組を選択する。 ①土地利用型作物の種子生産農家の平均年齢が現状において65歳未満。 55歳未満・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 60歳未満・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 65歳未満・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ②種子更新率が現状において70%以上。 90%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ③他県からの種子生産受託を1県以上受託している。 3県以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2県以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1県以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ④土地利用型作物の種子生産ほ場の面積の増加率が3ポイント以上。 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
畑作物・地域特産物（いも類）	44	【でん粉原料用以外】 ・販売金額を4.8%以上増加。 24.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 19.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別45の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間における販売金額の増加割合が2.4%以上増加。 12.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	45	【でん粉原料用以外】 ・販売数量を4%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別44の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間における販売数量の増加割合が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	46	【でん粉原料用以外】 ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。 14ポイント・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 11.2ポイント・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 8.4ポイント・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・契約取引割合が22.4%以上。 45.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 39.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 33.7%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 28.1%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 22.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	47	【でん粉原料用】 ・国内産いもでん粉のトン当たり販売単価（全用途の加重平均）を2.2%以上増加。 11.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 8.6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施主体の国内産いもでん粉販売単価（全用途の加重平均）が、でん粉価格調整制度における交付金算定上の国内産いもでん粉価格より1.1%以上高い。 5.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.1%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

48	【でん粉原料用】 ・糖化用販売割合を1.4ポイント以上削減。 7.0ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 4.2ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 1.4ポイント・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の糖化用販売割合が38.3%以下。 35.5%以下・・・・・・・・・・5ポイント 36.2%以下・・・・・・・・・・4ポイント 36.9%以下・・・・・・・・・・3ポイント 37.6%以下・・・・・・・・・・2ポイント 38.3%以下・・・・・・・・・・1ポイント
49	【でん粉原料用】 ・トン当たり製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の費用項目に準じた事業実施主体の製造コスト）を2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・平均的な製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の各工場の製造コストから国が算定した平均的な製造コスト。）より1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
50	【共通】 ・10 a 当たり物材費を1.2%以上削減。 6.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たり物材費が都道府県又は地域の前5中3年と比較して0.6%以上低い。 3.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.6%以上・・・・・・・・・・1ポイント
51	【共通】 ・10 a 当たり労働時間を2.6%以上削減。 13.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たり労働時間が都道府県又は地域の前5中3年と比較して1.3%以上低い。 6.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
52	【共通】 ・10 a 当たり単収を2.4%以上増加。 12%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たり単収が都道府県又は地域の平均単収より1.2%以上高い。 6.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・1ポイント
53	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。 0.1%以下・・・・・・・・・・10ポイント 2.7%以下・・・・・・・・・・8ポイント 4.5%以下・・・・・・・・・・6ポイント 6.3%以下・・・・・・・・・・4ポイント 8.1%以下・・・・・・・・・・2ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・・・・・・・・5ポイント 5.4%以下・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 12.6%以下・・・・・・・・・・2ポイント 16.2%以下・・・・・・・・・・1ポイント
54	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100 g 当たり）を5%以上低減。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100 g 当たり）が70シスト以下。 50シスト以下・・・・・・・・・・5ポイント 55シスト以下・・・・・・・・・・4ポイント 60シスト以下・・・・・・・・・・3ポイント 65シスト以下・・・・・・・・・・2ポイント 70シスト以下・・・・・・・・・・1ポイント
55	【共通】 ・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付	・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。

		積の割合を5ポイント以上増加。 ※「品種」については、平成7年以降に優良品種として認定された品種を対象とする。ただし、成果目標に対する現況値ポイントにあつては、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種に限り、平成6年以前に認定された優良品種も対象とする。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 13ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント 又は、 ・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種を作付けすることにより、現行のいも類作付面積のうち当該品種の作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・10ポイント 38ポイント以上・・・8ポイント 36ポイント以上・・・6ポイント 33ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・2ポイント	40%以上・・・5ポイント 32%以上・・・4ポイント 26%以上・・・3ポイント 18%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント
	56	【共通】 ・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。 事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）が3.0%以下。 事業実施年度の前7中5平均の値が 1.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 1.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 2.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域特産物 (甘味資源作物)	57	・単収が前年度又は過去3年平均と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における10a当たりの単収が、農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）が調査した作物統計における過去5年の平均単収に対して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	58	・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が、過去5年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。 3%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	59	・事業実施地区の畑作農家のうち、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区において、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が過去5年の平均と比較して1%以上高い。 3%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	60	・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。 ※てん菜については、平成12年以降に優良品種認定を、さとうきびについては、平成12年以降に命名登録又は県の奨励品種に採用された品種を対象とする。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント	・事業実施地区における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合10%以上。 40%以上・・・・・・・・・・5ポイント 35%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント

	20ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は ・高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種を作付けすることにより、現行のてん菜作付面積のうち当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	10%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
61	・糖度が1 %以上上昇。 3 %以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区における平均糖度が、地区平均と比較して1 %以上高い。 3 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
62	【てん菜】 ・10 a 当たり労働時間を3 %以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 【さとうきび】 ・10 a 当たり労働時間を6 %以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 14.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区における10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり労働時間に対して1 %以上短い。 3 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
63	・製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。 40%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 35%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区における製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合が地区平均と比較して1 %以上。 5 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
64	・トン当たり製造コストを2 %以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区におけるトン当たり製造コストが過去5年の平均と比較して1 %以上低い。 5 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
65	・販売金額又は販売数量を3 %以上増加。 11%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・過去5年間における販売金額又は販売数量の増加割合が1 %以上増加。 5 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント

畑作物・地域特産物 (茶)	66	・産物販売単価指数を直近値の５％以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22％以上・・・・・・・・・・10ポイント 18％以上・・・・・・・・・・8ポイント 14％以上・・・・・・・・・・6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・産物販売単価指数の過去３年間の増加率が3.0％以上。 38.0％以上・・・・・・・・・・5ポイント 29.3％以上・・・・・・・・・・4ポイント 20.5％以上・・・・・・・・・・3ポイント 11.8％以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	67	・おおい茶生産面積指数を直近値より7以上増加。 (なお、おおい茶生産面積指数とは、玉露、てん茶、かぶせ茶等のおおい茶の生産面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。) 33以上・・・・・・・・・・10ポイント 27以上・・・・・・・・・・8ポイント 20以上・・・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・・・4ポイント 7以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近のおおい茶生産面積指数が7ポイント以上。 40ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 32ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
	68	・産物販売単価指数を直近値の５％以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22％以上・・・・・・・・・・10ポイント 18％以上・・・・・・・・・・8ポイント 14％以上・・・・・・・・・・6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・産物販売単価指数を事業実施前における過去５年間の品質被害発生年度の産物販売単価指数に対して５％以上増加。 (なお、品質被害とは、災害等により産物販売単価指数が３％以上低下した被害とする。) 22％以上・・・・・・・・・・10ポイント 18％以上・・・・・・・・・・8ポイント 14％以上・・・・・・・・・・6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・産物販売単価指数の過去３年間の増加率が３％以上。 12％以上・・・・・・・・・・5ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・3ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 3％以上・・・・・・・・・・1ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去５年間の品質被害発生年度以外の産物販売単価指数の増加率が３％以上。 12％以上・・・・・・・・・・5ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・3ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 3％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	69	・取引単価補正指数を直近値の１％以上増加。 (なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 12％以上・・・・・・・・・・10ポイント 9％以上・・・・・・・・・・8ポイント 7％以上・・・・・・・・・・6ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 1％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・取引単価補正指数の過去３年間の増加率が１％以上。 6％以上・・・・・・・・・・5ポイント 5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	70	・下級茶歩留指数を直近値の10％以上低減。 (なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（下級茶という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。) 44％以上・・・・・・・・・・10ポイント 36％以上・・・・・・・・・・8ポイント 27％以上・・・・・・・・・・6ポイント 18％以上・・・・・・・・・・4ポイント 10％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・・・・・・・・5ポイント 41以下・・・・・・・・・・4ポイント 43以下・・・・・・・・・・3ポイント 45以下・・・・・・・・・・2ポイント 47以下・・・・・・・・・・1ポイント
	71	・10 a 当たりの単収を直近値の８％以上増加。	・10 a 当たりの単収の過去３年間の増加率が４％以上。

	（なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。） 24％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 16％以上・・・・・・・・・・6ポイント 12％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・10 a 当たりの単収を事業実施前における過去5年間の単収被害発生年度の10 a 当たりの単収に対して8％以上増加。 （なお、単収被害とは、災害等により10 a 当たりの単収が5％以上低下した被害とする。） 24％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 16％以上・・・・・・・・・・6ポイント 12％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・2ポイント	12％以上・・・・・・・・・・5ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・3ポイント 6％以上・・・・・・・・・・2ポイント 4％以上・・・・・・・・・・1ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の現況値を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去5年間の単収被害発生年度以外の10 a 当たりの単収の増加率が4％以上。 12％以上・・・・・・・・・・5ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・3ポイント 6％以上・・・・・・・・・・2ポイント 4％以上・・・・・・・・・・1ポイント
72	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。 （なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。） 35以上・・・・・・・・・・10ポイント 28以上・・・・・・・・・・8ポイント 21以上・・・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・・・4ポイント 7以上・・・・・・・・・・2ポイント	・契約取引量指数の直近値が7以上。 42以上・・・・・・・・・・5ポイント 33以上・・・・・・・・・・4ポイント 25以上・・・・・・・・・・3ポイント 16以上・・・・・・・・・・2ポイント 7以上・・・・・・・・・・1ポイント
73	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 （ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。） 40以上・・・・・・・・・・10ポイント 33以上・・・・・・・・・・8ポイント 25以上・・・・・・・・・・6ポイント 18以上・・・・・・・・・・4ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント	・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。 25以上・・・・・・・・・・5ポイント 20以上・・・・・・・・・・4ポイント 15以上・・・・・・・・・・3ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント 5以上・・・・・・・・・・1ポイント
74	・取引量対全国指数を直近値の3％以上増加。 （なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100を乗じた数とする。） 13％以上・・・・・・・・・・10ポイント 11％以上・・・・・・・・・・8ポイント 8％以上・・・・・・・・・・6ポイント 6％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・時間当たり取引量を直近値の3％以上増加 （なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引全体量を、取引幹旋時間当たりに換算した値とする。） 13％以上・・・・・・・・・・10ポイント 11％以上・・・・・・・・・・8ポイント 8％以上・・・・・・・・・・6ポイント 6％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・取引量対全国指数の過去3年間の増加率が2％以上。 7％以上・・・・・・・・・・5ポイント 6％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・3ポイント 3％以上・・・・・・・・・・2ポイント 2％以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・時間当たり取引量の過去3年間の増加率が2％以上。 7％以上・・・・・・・・・・5ポイント 6％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・3ポイント 3％以上・・・・・・・・・・2ポイント 2％以上・・・・・・・・・・1ポイント
75	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の6％以上低減。 18％以上・・・・・・・・・・10ポイント 15％以上・・・・・・・・・・8ポイント 12％以上・・・・・・・・・・6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・4ポイント 6％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）の過去3年間の低減率が3％以上。 9％以上・・・・・・・・・・5ポイント 8％以上・・・・・・・・・・4ポイント 6％以上・・・・・・・・・・3ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント

	又は ・10 a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・10ポイント 29%以上・・・8ポイント 24%以上・・・6ポイント 19%以上・・・4ポイント 14%以上・・・2ポイント	3%以上・・・1ポイント 又は ・10 a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。 17%以上・・・5ポイント 15%以上・・・4ポイント 12%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 7%以上・・・1ポイント
76	・産物1 k g 当たり燃油量を直近値の2%以上低減。 (なお、燃油量とは、産物の加工等に要する使用量の合計とする。) 15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・産物1 kg 当たり燃油量の過去3年間の低減率が1%以上。 (なお、燃油量は、産物の加工等に要する使用量とする。) 8%以上・・・5ポイント 6%以上・・・4ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
77	・産物1 kg 当たり労働時間を直近値の2%以上低減。 (なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。) 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・産物1 kg 当たり労働時間の過去3年間の低減率が1%以上。 (なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。) 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
78	・施設利用料徴収指数を直近値の2%以上低減。 (ここで、施設利用料徴収指数とは、施設利用料金を荒茶販売金額で除し、100を乗じた数とする。) 23%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 13%以上・・・6ポイント 7%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・施設利用料徴収指数の過去3年間の低減率が1%以上。 11%以上・・・5ポイント 9%以上・・・4ポイント 6%以上・・・3ポイント 4%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
79	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 34%以上・・・10ポイント 26%以上・・・8ポイント 18%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・5ポイント 56以下・・・4ポイント 63以下・・・3ポイント 69以下・・・2ポイント 75以下・・・1ポイント
80	・無化学農薬栽培指数を直近値より2以上増加。 (なお、無化学農薬栽培指数とは、化学合成農薬を使用しない栽培(特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。)を行う面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。) 22以上・・・10ポイント 17以上・・・8ポイント 12以上・・・6ポイント 7以上・・・4ポイント 2以上・・・2ポイント	・直近の無化学農薬栽培指数が2以上。 24以上・・・5ポイント 19以上・・・4ポイント 13以上・・・3ポイント 8以上・・・2ポイント 2以上・・・1ポイント
81	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上・・・10ポイント 40以上・・・8ポイント 35以上・・・6ポイント 30以上・・・4ポイント 25以上・・・2ポイント	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・5ポイント 30以上・・・4ポイント 24以上・・・3ポイント 19以上・・・2ポイント 13以上・・・1ポイント

		※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別8182の成果目標を選択することはできない。	
	82	・主要茶種指数を直近値の６％以上低減。 （なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 24％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 15％以上・・・・・・・・・・6ポイント 11％以上・・・・・・・・・・4ポイント 6％以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別81の成果目標を選択することはできない。	・直近の主要茶種指数が66以下。 50以下・・・・・・・・・・5ポイント 54以下・・・・・・・・・・4ポイント 58以下・・・・・・・・・・3ポイント 62以下・・・・・・・・・・2ポイント 66以下・・・・・・・・・・1ポイント
	83	・事業実施地区等において、防霜対策未実施面積における防霜対策の実施率が20％以上増加。 100％・・・・・・・・・・10ポイント 80％以上・・・・・・・・・・8ポイント 60％以上・・・・・・・・・・6ポイント 40％以上・・・・・・・・・・4ポイント 20％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等において、防霜対策の未実施率が19％未満 1％未満・・・・・・・・・・5ポイント 5％未満・・・・・・・・・・4ポイント 9％未満・・・・・・・・・・3ポイント 14％未満・・・・・・・・・・2ポイント 19％未満・・・・・・・・・・1ポイント
	84	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近より２ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近の県平均と比較して、１ポイント以上。 5ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域特産物 (いぐさ・畳表)	85	・高品質品種の作付割合を２ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・高品質品種の作付割合が県平均と比較して１ポイント以上高い。 5ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
	86	・銘柄品畳表の出荷割合を２ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。 4.0ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 3.2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2.4ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
	87	・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10 a 当たり）労働時間を６％以上削減。 17％以上・・・・・・・・・・10ポイント 14％以上・・・・・・・・・・8ポイント 11％以上・・・・・・・・・・6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・4ポイント 6％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10 a 当たり）労働時間が県平均と比較して１％以上短い。 6％以上・・・・・・・・・・5ポイント 5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 4％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	88	・一戸当たり作付面積を３％以上増加。 15％以上・・・・・・・・・・10ポイント 12％以上・・・・・・・・・・8ポイント 9％以上・・・・・・・・・・6ポイント 6％以上・・・・・・・・・・4ポイント	・一戸当たり作付面積が県平均と比較して１％以上大きい。 6％以上・・・・・・・・・・5ポイント 5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 4％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント

		3 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	1 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	89	・ Q R コード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を 6 ポイント以上増加。 28ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 17ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ Q R コード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平均と比較して 2 ポイント以上高い。 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	90	・ 畳表 J A S の格付割合を 5 ポイント以上増加。 26ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 21ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 畳表 J A S の格付割合が県平均と比較して 2 ポイント以上高い。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
畑作物・地域特産物 (その他)	91	・ 契約取引による生産数量又は収穫面積の割合を10ポイント以上増加。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量も含む。 35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 事業実施地区における生産数量又は作付面積のうち契約栽培の割合が30.0%以上。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。 60.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 52.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 45.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 37.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 30.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	92	・ 生産物の全量を契約販売する作物について、販売数量又は収穫面積を10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別93の成果目標を選択することはできない。	・ 生産物の全量を契約販売する作物について、過去 3 年間で販売数量又は作付面積が10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	93	・ 生産物の全量を契約販売する作物について、当該作物の作付に新たに取り組む農家戸数が10%以上増加 50%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別92の成果目標を選択することはできない。	・ 生産物の全量を契約販売する作物について、過去 3 年間で当該作物の作付に取り組む農家戸数が10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	94	・ 10 a 当たりの生産コスト（物財費）を 5 %以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント また、きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）を10%以上削減 80%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 10 a 当たりの生産コスト（物財費）が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 86%以下・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 90%以下・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 93%以下・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 97%以下・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 100%以下・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・ そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（14,000円/10 a）と比較して107%以下。 93%以下・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 97%以下・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 100%以下・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント

		103%以下・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 107%以下・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）が 3 %以上高い 60.0%以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 45.8%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 31.5%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
95	・ 10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 72%以下・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 79%以下・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 86%以下・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 93%以下・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 100%以下・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・ そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（5.0h/10 a）と比較して114%以下。 86%以下・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 93%以下・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 100%以下・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 107%以下・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 114%以下・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
96	・ 既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等））をいう。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 22.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等））をいう。 20%以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 17%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
97	・ 搾油歩留まりが現状に対して 5 ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 現状の搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 34%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 31%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 28%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
98	・ 葉たばこの上位等級（A品）比率が、現状に対して 5 ポイント以上高い。 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級（A品）比率が、全国平均に対して 5 %以上高い。 13%以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
99	・ 単収を 8 %以上増加。 18%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10.5%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント	・ 現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して 2 %以上高い。 8 %以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント

		8 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント また、きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目 1 日・1 人当たりの収量を 3 %以上増加 30%以上・・・10ポイント 20%以上・・・ 8 ポイント 10%以上・・・ 6 ポイント 6 %以上・・・ 4 ポイント 3%以上・・・ 2 ポイント	3.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・事業実施地区における排水対策実施面積の割合が65%以上。 85%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 65%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の 1 日・1 人当たりの収量が当該都道府県の平均収量に対して 3 %以上高い 62.0%以上・・・ 5 ポイント 47.3%以上・・・ 4 ポイント 32.5%以上・・・ 3 ポイント 17.8%以上・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・ 1 ポイント
	100	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 22.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 40%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 34%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 28%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 22%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	101	・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格（原料価格に換算）が50%以上増加。 150%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 125%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。 ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。 112%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 106%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 94%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 88%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	102	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積が10ポイント以上増加。 35ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 45%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 35%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
果樹	103	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を 3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・過去 5 年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3.0ポイント以上増加。 16.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12.8ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6.3ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値との比較とする。
	104	・当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を 1 ポイント以上増加。 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が1.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 28.8%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 19.5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント

	1 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	10.3%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
105	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・現状の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量又は栽培面積の割合が3.0%以上。 24.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 18.8%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
106	・当該品目の10 a 当たり収量を3 %以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・6 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別107のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別108のうち「単位収量当たりの労働時間」及び類別115のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3 %以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント
107	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5 %以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別108の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別106の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「流通コスト」を選択した場合は、類別150の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 22.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
108	・当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を5 %以上縮減。 33%以上・・・・・・・・・・10ポイント 26%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別107のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別106の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3 %以上短い。 20%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント
109	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別116の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合が3.0%以上。 34.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 26.3%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 18.5%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 10.8%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント

110	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
111	・当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向けの割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
112	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※「被害発生年度」とは、当該産地において、市町村が被害額を計上した年度をいう。	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
113	・当該品目の10 a 当たりの収量が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均収量に対して5%以上高い。 32%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 40.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 30.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 21.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 12.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別114の現況値を選択することはできない。
114	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別113の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別113の現況値を選択することはできない。
115	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別106の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間の当該品目又は果樹の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。

	116	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・15ポイント 40%・・・・・・・・・・12ポイント 30%・・・・・・・・・・9ポイント 20%・・・・・・・・・・6ポイント 10%・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別109の成果目標を選択することはできない。	※当該類別については、新規導入品目に限る
野菜	117	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 27%以上・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント
	118	・当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が5.0%以上。 30.0%以上・・・・・・・・5ポイント 23.8%以上・・・・・・・・4ポイント 17.5%以上・・・・・・・・3ポイント 11.3%以上・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・1ポイント
	119	・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の10 a 当たり収量を4%以上増加。 20%以上・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別120のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別121のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別126及び類別128のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 62.0%以上・・・・・・・・5ポイント 47.3%以上・・・・・・・・4ポイント 32.5%以上・・・・・・・・3ポイント 17.8%以上・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・1ポイント
	120	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。 21%以上・・・・・・・・10ポイント 17%以上・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・4ポイント	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 60.0%以上・・・・・・・・5ポイント 45.8%以上・・・・・・・・4ポイント 31.5%以上・・・・・・・・3ポイント

	5 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別121の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別119の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「流通コスト」を選択した場合は、類別150の成果目標を選択することはできない。	17.3%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
121	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5 %以上縮減。 41%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 31%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 21%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別120のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別119の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。 24.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 18.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
122	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5 ポイント以上増加。 33ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別129の成果目標を選択することはできない	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。 48.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 37.3%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 26.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 15.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
123	・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を5 ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合が5 %以上。 49%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 38%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 27%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
124	・当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1 ポイント以上増加。 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占める輸出向け出荷量又は作付面積の割合が5 %以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
125	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5 ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3 %以上高い。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
126	・当該品目の10 a 当たりの収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5 %以上高い。 32%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。

		25%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	16.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6.3%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別127の現況値を選択することはできない。
	127	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を 5 ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別119の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して 3 %以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別125126の現況値を選択することはできない。
	128	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を 3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別119の成果目標を選択することはできない。	・過去 5 年間の当該品目又は野菜の単位面積又は単位収量当たりの販売額が 3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値との比較とする。
	129	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・・・・・ 15ポイント 40%・・・・・・・・・・・・・・ 12ポイント 30%・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20%・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別122の成果目標を選択することはできない。	※当該類別については、新規導入品目に限る。
花き	130	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を 3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して 3 %以上高い。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	131	・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種（次に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。）の出荷割合を 3 ポイント以上増加。 ① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ② 種苗会社又は生産者育種家が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種（新たに育成された品種であって、品種登録の出願公表日から 5 年以内のものに限る。） ③ 事業実施主体若しくはその構成員自らが育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ただし、リレー出荷している場合にあっては、当該産地と他方の産地の生産者に限定して供給している品種を含む。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種の割合が10%以上。 38%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 31%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 24%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 17%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

	9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	
132	・当該品目の10 a 当たり収量を3 %以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・6ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・4ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別133のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別134のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別139及び類別141のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント
133	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5 %以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・4ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別134の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別132の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・・・・・・・・・・5ポイント 105%以下・・・・・・・・・・4ポイント 110%以下・・・・・・・・・・3ポイント 115%以下・・・・・・・・・・2ポイント 120%以下・・・・・・・・・・1ポイント
134	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5 %以上縮減。 40%以上・・・・・・・・・・10ポイント 30%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別133のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別132の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・・・・・・・・・・5ポイント 105%以下・・・・・・・・・・4ポイント 110%以下・・・・・・・・・・3ポイント 115%以下・・・・・・・・・・2ポイント 120%以下・・・・・・・・・・1ポイント
135	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別142の成果目標を選択することはできない	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3 %以上。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・3ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・2ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・1ポイント
136	・当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を5ポイント増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合が、全国値に対して3ポイント以上高い。 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
137	・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合が5 %以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント

		4 ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。	20%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	138	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5 ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3 %以上高い。 20%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	139	・当該品目の10 a 当たり収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5 %以上高い。 32%以上高い・・・・・・・・・・ 10ポイント 25%以上高い・・・・・・・・・・ 8 ポイント 19%以上高い・・・・・・・・・・ 6 ポイント 12%以上高い・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上高い・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 95%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別140の現況値を選択することはできない。
	140	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5 ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別132の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 95%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別139の現況値を選択することはできない。
	141	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3 %以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別132の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間の当該品目又は花きの単位面積又は単位収量当たりの販売額が3 %以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	142	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・ 15ポイント 40%・・・・・・・・・・ 12ポイント 30%・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20%・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%・・・・・・・・・・ 3 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別135の成果目標を選択することはできない。	※当該類別については、新規導入品目に限る。
環境保全型農業	143	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を5 ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5 %以上。 30%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント

		15ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	15%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	144	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年7月28日法律第110号。以下「持続農業法」という。）に基づく認定、有機 J A S 認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている農業者の合計）の割合を 5 ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（持続農業法に基づく認定、有機 J A S 認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計）の割合を 1 ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	○環境保全型農業に取り組む農業者の増加を成果目標とする場合 ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が 5 %以上。 40%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ○環境保全型農業に取り組む面積の増加を成果目標とする場合 ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	145	・販売金額又は販売数量を 3 %以上増加。 11%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・過去 5 年間における販売金額又は販売数量の増加割合が 1 %以上増加。 5 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	146	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を 5 ポイント以上増加。 70ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 55ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が 1 %以上 10%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
畜産周辺環境影響低減	147	・現状の農場排水 1 リットル当たりの硝酸性窒素等※を15%以上低減。（なお、その低減率に関わらず、事業実施後の農場排水 1 リットル当たりの硝酸性窒素等が100mg/1以下の場合は10ポイントとする。） 85%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 65%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 35%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※硝酸性窒素等とは、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物をいう。	・現状の農場排水 1 リットル当たりの硝酸性窒素等※の排出量が水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準を満たしている。 ・・・・・・・・・・ 5 ポイント
	148	・臭気指数（悪臭防止法第2条第2項に定めるもの）を現状から11%以上低減 33%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 28%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 22%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 17%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・臭気測定を過去 2 年に渡り年間一回以上行っている。 ・・・・・・・・・・ 5 ポイント ・1 年以内に臭気測定を行っている。 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント

		・ただし、悪臭防止法に基づく規制地域であって、規制基準未達となる場合にあっては0ポイントとする。	
国産原材料サプライチェーン構築	149	・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の取引数量を10%以上増加。 100%以上・・・・・・・・・・10ポイント 75%以上・・・・・・・・・・8ポイント 50%以上・・・・・・・・・・6ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・当該品目について、加工・業務用向け取引に初めて取り組む場合等、上記の目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5%以上増加するものとする。なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内のお荷量を増加させること、かつ、協議会外への出荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。 50%以上・・・・・・・・・・10ポイント 38%以上・・・・・・・・・・8ポイント 27%以上・・・・・・・・・・6ポイント 16%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる・・・5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。
青果物広域流通システム構築	150	・流通コスト（単位数量当たりの集出荷・販売経費）を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別107及び類別120のうち「流通コスト」の成果目標を選択することはできない。	・生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる・・・5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が成果物の流通コストの縮減に向けた取組であることとする。
畜産生産基盤育成強化	151	・事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別184の①成果目標を選択することはできない。	・事業実施地区内における畜産物のお荷額が事業実施年度と直近3年の平均値と比較して102%以上。 114%以上・・・・・・・・・・5ポイント 111%以上・・・・・・・・・・4ポイント 108%以上・・・・・・・・・・3ポイント 105%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	152	・事業実施地区で生産し出荷する畜産物のうち畜産加工処理施設に仕向ける割合が5ポイント以上増加。 65ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 50ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区内における畜産加工処理に仕向ける畜産物のお荷量が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	153	【生乳】 ・1頭当たり乳量を3%以上増加。 7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の1頭当たり乳量の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	154	【生乳】 ・生乳100kg当たり生産コストを8%以上削減。	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。

	13%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別155並びに184の②及び③の成果目標を選択することはできない。	90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
155	【生乳】 ・生乳100kg当たり労働時間を9%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・10ポイント 21%以上・・・・・・・・・・8ポイント 17%以上・・・・・・・・・・6ポイント 13%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別154並びに184の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
156	【生乳】 ・酪農における初産月齢を1.0%以上短縮。 2.2%以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の初産月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
157	【牛肉】 ・繁殖における子牛の平均販売価格が2.4%以上増加。 5.6%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別184の①成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の平均販売価格が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 113.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 110.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 107.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
158	【牛肉】 ・肥育における出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合が0.6ポイント以上増加。 1.4ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.2ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 143.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 132.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 122.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 112.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
159	【牛肉】 ・肉用牛の肥育における肥育開始月齢を2.4%以上短縮。 5.6%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別160の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肥育開始月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
160	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖における子牛の出荷月齢を2.4%以上短縮。 5.6%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別159	・直近3年の当該地区の子牛の出荷月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント

	及び166の成果目標を選択することはできない。	
161	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖におけるほ育育成時事故率（(分娩頭数-出荷頭数)／分娩頭数）を4.2%以上低減。 9.8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区のほ育育成時事故率の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 84.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 91.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 94.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
162	【牛肉】 ・肉用牛の肥育における肥育期間月齢を2.7%以上短縮。 6.3%以上・・・・・・・・・・10ポイント 5.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.7%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の肥育終了月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
163	【牛肉】 ・事業実施地区の子牛の体重のバラツキ（標準偏差）を都道府県のバラツキの削減率を10ポイント以上上回る。 18ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 14ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年間における、当該地区の子牛の体重のバラツキ（標準偏差）と都道府県のバラツキの比率が98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
164	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては肥育牛1頭当たりの生産コストを7%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 13%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別165並びに184の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては、肥育1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
165	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肥育にあつては、肥育牛1頭当たりの労働時間を12%以上削減。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 22%以上・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 12%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別164並びに184の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては、肥育1頭当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 56.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 66.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 77.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
166	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖における1頭当たり分娩間隔を1.3%以上短縮。 3.1%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別160の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の分娩間隔の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
167	【豚肉】 ・肥育豚における出荷生産物のうち「上」に格付けされる割合が1.5ポイント以上増加。	・直近3年の当該地区の出荷生産物のうち「上」に格付けされたものの割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。

	3.5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	145.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 134.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 123.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 112.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
168	【豚肉】 ・繁殖めす豚における年間分娩回数を1.1%以上増加。 2.7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.3%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の養豚の年間分娩回数の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
169	【豚肉】 ・養豚における事故率（（分娩頭数-出荷頭数）／分娩頭数）を24%以上低減。 56%以上・・・・・・・・・・10ポイント 48%以上・・・・・・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・・・・・・6ポイント 32%以上・・・・・・・・・・4ポイント 24%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の事故率（出生から出荷場まで）の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
170	【豚肉】 ・養豚における1腹産子数が平均0.25頭以上増加。 1.25頭以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.00頭以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.75頭以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.50頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.25頭以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年における当該地区の養豚の1腹産子数の向上割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
171	【豚肉】 ・養豚における1日平均増体重が0.25%以上増加。 1.25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.00%以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.75%以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.50%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の1日平均増体重の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 119.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 114.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 110.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 106.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
172	【豚肉】 ・肥育豚1頭当たり生産コストを6%以上削減。 11%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別173並びに184の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肥育豚1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
173	【豚肉】 ・肥育豚又は繁殖豚1頭当たり労働時間を13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・10ポイント 21%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別172並びに184の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
174	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における育成率（49日齢時における生存羽数／鶏群のえ付け羽数）が0.2ポイント以上増加。 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント	・直近3年の当該地区の育成率の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 114%以上・・・・・・・・・・5ポイント 111%以上・・・・・・・・・・4ポイント

	0.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 0.3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	108%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 105%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
175	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における飼料要求率が0.25%以上向上。 1.00ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 0.80ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 0.65ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 0.45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 0.25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近3年の当該地区の飼料要求率の向上割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 108%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 104%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
176	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり生産コストを8%以上削減。 19%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別177並びに184の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区のブロイラー100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
177	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり労働時間を13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別176並びに184の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区のブロイラー100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
178	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における49日齢時体重が0.25%以上増加。 1.00%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 0.80%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 0.65%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 0.45%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近3年の当該地区の49日齢時体重の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 108%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 104%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
179	【鶏卵】 ・採卵養鶏飼養における産卵率が0.3ポイント以上向上。 0.7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 0.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 0.3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別180の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の産卵率の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 108%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 104%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
180	【鶏卵】 ・採卵鶏における年間産卵量が0.25%以上増加。 1.00%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 0.80%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 0.65%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 0.45%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別179及び184の①の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の産卵量の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 122%以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 117%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 112%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 107%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

	181	【鶏卵】 ・採卵鶏100羽当たり生産コストが8%以上削減。 19%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別182並びに184の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 88.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 90.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 93.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 95.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント				
	182	【鶏卵】 ・採卵鶏100羽当たり労働時間が13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別181並びに184の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 78%以下・・・・・・・・・・5ポイント 83%以下・・・・・・・・・・4ポイント 88%以下・・・・・・・・・・3ポイント 93%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント				
	183	【鶏卵】 ・採卵鶏飼養における飼料要求率が0.25%以上向上。 1.00%以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.80%以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.65%以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の飼料要求率の向上割合が都道府県の平均値と比較して102%以上向上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント				
	184	以下の①から③までのの中から1つ選択するものとする。 ①受益農家の生産額を3%以上増加。 7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ②受益農家の家畜1頭（ブロイラー・採卵鶏の場合100羽）当たりの生産コストを8%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント ③受益農家の家畜1頭（ブロイラー・採卵鶏の場合100羽）当たりの労働時間を9%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・10ポイント 21%以上・・・・・・・・・・8ポイント 17%以上・・・・・・・・・・6ポイント 13%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、①の成果目標を選択した場合は、類別151、157及び180を、②又は③の成果目標を選択した場合は、類別154、155、164、165、172、173、176、177、181及び182を選択することはできない。	・畜産に係る地域の収益力向上のために、生産者、行政機関及び畜産支援組織・関連企業等による一体的な取組を行っている。 畜産クラスターを組織して取り組んでいる・5ポイント ※なお、畜産クラスターとは、生産者、行政機関及び畜産支援組織・関連企業等有機的に連携・結集したものであり、事業内容が地域の収益力向上に向けた取組の一環であることとする。				
家畜改良増殖	185	【牛肉】 ・後代検定後、選抜種雄牛の産子の年間市場上場頭数が県有種雄牛産子中の上位10位以内。 3位以内・・・・・・・・・・10ポイント 4位以内・・・・・・・・・・8ポイント 6位以内・・・・・・・・・・6ポイント 8位以内・・・・・・・・・・4ポイント	・直近年度に産子の肥育成績が出る選抜種雄牛において、産子の肥育成績（日齢枝肉重量（g）または1日平均増体量（kg））の平均値が直近年度以前の過去2年に産子の肥育成績が出た選抜種雄牛産子の肥育成績平均値と比較して2.0%または4.0%以上高い。 <table><tr><td>日齢枝肉重量</td><td>1日平均増体量</td></tr><tr><td>10.0%以上・・5ポイント</td><td>20.0%以上・・5ポイント</td></tr></table>	日齢枝肉重量	1日平均増体量	10.0%以上・・5ポイント	20.0%以上・・5ポイント
日齢枝肉重量	1日平均増体量						
10.0%以上・・5ポイント	20.0%以上・・5ポイント						

	10位以内・・・・・・・・・・ 2 ポイント	8.0%以上・・ 4 ポイント 16.0%以上・・ 4 ポイント 6.0%以上・・ 3 ポイント 12.0%以上・・ 3 ポイント 4.0%以上・・ 2 ポイント 8.0%以上・・ 2 ポイント 2.0%以上・・ 1 ポイント 4.0%以上・・ 1 ポイント 又は、 ・直近年度に産子の肥育成績が出る選抜種雄牛雌産子において、直近年度の平均期待育種価（日齢枝肉重量（g））が直近年度の県内雌牛の平均期待育種価と比較して1.0%以上増加。 5.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
186	【牛肉】 ・繁殖供用した雌牛の平均初産月齢が0.5%以上短縮。 4.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・繁殖供用した雌牛の平均分娩間隔が0.5%以上短縮。 5.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
187	【牛肉】 ・選抜種雄牛の雌産子の平均推定育種価（日齢枝肉重量（g））が県内雌牛の平均推定育種価と比較して1.0%以上向上。 5.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近年度に繁殖供用できる選抜種雄牛の雌産子を繁殖供用し、その初産月齢または分娩間隔が0.5%以上短縮。 （初産月齢） 4.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント （分娩間隔） 5.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・直近年度に選定された選抜種雄牛の雄産子を候補種雄牛として、直接検定における1日平均増体量（kg）が直近3年の県内平均値と比較して1.0%以上高い。 5.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
188	【牛肉】 ・各都道府県内において銘柄牛や美味しさの指標を取り入れる等の特色ある牛肉生産（家畜改良に資するものに限る）を行い、年間出荷量（kg）が0.8%以上増加。 1.6%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 0.8%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近年度に各都道府県内において銘柄牛や美味しさの指標を取り入れる等の特色ある牛肉生産（家畜改良に資するものに限る）を行い、直近過去3年の年間平均出荷量（kg）より0.8%以上増加。 1.6%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.8%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
189	【豚肉】 ・能力（1腹当たり産子数、離乳頭数、1日平均増体重、背脂肪の厚さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価、飼料要求率等のうち、把握可能な2項目以上について改良を行うものとする。）を1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント	・左記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント

	2.0％以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 1.7％以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 1.4％以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.0％以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	1.0％以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
190	【豚肉】 ・当該銘柄（事業実施地区内の養豚産業の品質向上、競争力強化に寄与するものであり、都道府県が推奨する銘柄又は今後、銘柄化が確実であるもの。以下【豚肉】において同じ。）の一腹当りに係る生産量（産肉量）又は飼養頭数を4％以上増加。 8％以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 7％以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6％以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4％以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・当該銘柄の一腹当りに係る生産量（産肉量）又は飼養頭数について、都道府県における銘柄の過去5年間の生産量又は飼養頭数に対して4％以上多い。 8％以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7％以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6％以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 4％以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
191	【豚肉】 ・当該銘柄の生産量（産肉量）又は飼養頭数を5％以上増加。 20％以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 16％以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 13％以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9％以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・当該銘柄の生産量（産肉量）又は飼養頭数について、都道府県における銘柄の過去5年間の生産量に対して5％以上多い。 20％以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 16％以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 13％以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 9％以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
192	【豚肉】 ・当該銘柄豚1頭当たり物財費を3％以上削減。 7％以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 6％以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4％以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3％以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・当該銘柄の物財費について、都道府県における銘柄の把握可能な直近年度の物財費に対して3％以上少ない。 7％以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6％以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4％以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3％以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
193	【豚肉】 ・当該銘柄豚1頭当たり労働時間を6.5％以上削減。 11.5％以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 10.0％以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9.0％以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 7.5％以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6.5％以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・当該銘柄の労働時間について都道府県における銘柄豚の把握可能な直近年度の労働時間に対して6.5％以上少ない。 11.5％以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10.0％以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9.0％以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7.5％以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 6.5％以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
194	【鶏肉】 ・能力（飼料要求率、49日齢時体重等）が現在値に対して1.0％以上向上。 2.4％以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 2.0％以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 1.7％以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 1.4％以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.0％以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・能力について都道府県が独自に設定した値に対して1％以上高い。 25％以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 19％以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 13％以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7％以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1％以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
195	【鶏肉】 ・当該銘柄（事業実施地区内の養鶏産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う家畜の銘柄。以下【鶏肉】において同じ。）の飼養羽数又は生産量（産肉量）が現在値に対して5％以上増加。 25％以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15％以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10％以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・当該銘柄の飼養羽数又は生産量（産肉量）について都道府県が独自に設定した値に対して5％以上多い。 65％以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 50％以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 35％以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20％以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
196	【鶏肉】 ・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0％以上削減。	・当該銘柄100羽当たりの生産コストが直近3年の平均よりも4.0％以上削減。 9.5％以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント

	9.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別197の成果目標を選択することはできない。	8.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
197	【鶏肉】 ・当該銘柄100羽当たりの労働時間が現在値に対して6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別196の成果目標を選択することはできない。	・当該銘柄100羽当たりの労働時間が直近3年の平均よりも6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
198	【鶏卵】 ・能力（飼料要求率、年間産卵量等）が現在値に対して1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・能力（飼料要求率、年間産卵量等）について都道府県が独自に設定した値に対して1.0%以上高い。 2.4%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
199	【鶏卵】 ・当該銘柄（事業実施地区内の養鶏産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う家畜の銘柄。以下【鶏卵】において同じ。）の飼養羽数又は鶏卵の生産量が現在値に対して5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該銘柄の飼養羽数又は鶏卵の生産量が都道府県が独自に設定した値に対して5%以上多い。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
200	【鶏卵】 ・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別201の成果目標を選択することはできない。	・当該銘柄100羽当たりの生産コストが直近3年の平均よりも4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
201	【鶏卵】 ・当該銘柄100羽当たりの労働時間が現在値に対して6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別200の成果目標を選択することはできない。	・当該銘柄100羽当たりの労働時間が直近3年の平均よりも6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
202	【特用家畜のうち地鶏等の家さん】 ・当該家畜（当該銘柄（事業実施地区内の産業の競争力強化・品	【特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の農家1戸当たりの飼養頭羽数又は生

	質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う特用家畜の銘柄。以下【特用家畜】において同じ。)) の飼養羽数又は生産量（産肉量）が現在値に対して25%以上増加。 125%以上・・・・・・・・・・10ポイント 100%以上・・・・・・・・・・8ポイント 75%以上・・・・・・・・・・6ポイント 50%以上・・・・・・・・・・4ポイント 25%以上・・・・・・・・・・2ポイント 【馬及び特用家畜】 ・事業実施地区を含む地域の当該家畜の飼養頭羽数又は生産量（産肉量）が都道府県の定める目標頭数に対して60%以上増加。 140%以上・・・・・・・・・・10ポイント 120%以上・・・・・・・・・・8ポイント 100%以上・・・・・・・・・・6ポイント 80%以上・・・・・・・・・・4ポイント 60%以上・・・・・・・・・・2ポイント	産量（産肉量）の全国平均値（ただし、全国平均値がない場合は都道府県で独自に設定）に対して5.0%以上多い。 122.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 92.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 63.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 34.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 【馬】 ・現状の地区の生産技術（生産率）が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して0.5%以上高い。 2.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
203	【馬】 ・馬の生産技術（生産率）を現状値に対して0.5ポイント以上向上。ただし、馬の生産技術（生産率）の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上の取組とする。 2.5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 1.5ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 1.0ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 0.5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 【地鶏等を除く特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の能力を0.5%以上向上。ただし、能力については家畜改良増殖目標に定めてあるものとし、全国平均値又は都道府県独自に設定した数値以上の取組とする。 2.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	【馬】 ・現状の地区の生産技術（生産率）が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して0.5%以上高い。 2.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント 【地鶏等を除く特用家畜】 ・農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数、農家1戸当たりの当該家畜の生産量の全国平均値（ただし、全国平均値がない場合は、都道府県で独自に設定）に対して5.0%以上多い。 15.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
204	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の生産コストが現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均生産コスト以下の取組とする。 12%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別205の成果目標を選択することはできない。	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の生産コストが直近3年の平均よりも5%以上削減。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
205	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の労働時間が現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均労働時間以下の取組とする。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別204の成果目標を選択することはできない。	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の労働時間が直近3年の平均よりも5.0%以上削減。 68.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 52.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 36.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント

飼料増産	206	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積の県又は市町村平均と比較した割合が直近年から 5 ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積が県又は市町村平均と比較して100%以上。 120%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 115%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 110%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 105%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	207	・受益地区や組織の単収の県又は市町村平均と比較した割合が直近年から 4 ポイント以上増加。 （本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。） 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・受益地区や組織の単収が県又は市町村平均と比較して100.0 %以上。 134.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 125.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 117.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 108.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	08	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較した割合を 4 ポイント以上削減。 （本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。） 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して100%以下。 64%以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 73%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 82%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 91%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 100%以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	209	・受益農家の粗飼料の自給率を 4 ポイント以上増加。 24ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・受益農家の粗飼料の自給率が県又は市町村平均と比較して100%以上。 130%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 124%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 112%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 106%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	210	・受益農家が給与する飼料中の穀物の国産率を 2 ポイント以上増加。 6 ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・受益農家が給与する飼料中の穀物の国産率が都道府県又は市町村の平均と比較して100%以上 110%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 108%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 106%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 104%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	211	・受益農家の生産額を 3 %以上増加。 7 %以上・・・・・・・・・・10ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・受益農家の平均生産額が県又は市町村平均と比較して100%以上。 110%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 108%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 106%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 104%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	212	・受益農家の家畜 1 頭当たりの生産コストを 8 %以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別213の成果目標を選択することはできない。	・受益農家の家畜 1 頭当たりの生産コストが県又は市町村の平均と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 92%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 94%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 96%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 98%以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	213	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）を 1 ポイント以上削減。	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、直近の全国の数値（地域で算出された飼料コストを用いて

		5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別212の成果目標を選択することはできない。	も可。)の100%以下。 96%以下・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4ポイント 98%以下・・・・・・・・・・3ポイント 99%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	214	・受益農家の家畜1頭当たりの労働時間を9%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・10ポイント 21%以上・・・・・・・・・・8ポイント 17%以上・・・・・・・・・・6ポイント 13%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家の家畜1頭当たりの労働時間が県又は市町村の平均と比較して100%以下。 80%以下・・・・・・・・・・5ポイント 85%以下・・・・・・・・・・4ポイント 90%以下・・・・・・・・・・3ポイント 95%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント
飼料増産（地域未利用資源の飼料利用）	215	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、直近の全国の利用率（ただし、地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可。）に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、全国の数値（ただし、地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可。）の100%以上。 110.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 107.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 105.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 102.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	216	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、直近の全国の飼料化率（ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いても可。）に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、全国の数値（ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いても可。）の100.0%以上。 123.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 117.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 111.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 105.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	217	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、直近の全国の数値（ただし、地域で算出され飼料コストの数値を用いても可。）の平均に対して0.5%以上削減。 4.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、全国の数値（ただし、地域で算出された飼料コストを用いても可。）の100%以下。 96%以下・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4ポイント 98%以下・・・・・・・・・・3ポイント 99%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	218	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して4%以上削減。 （本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。） 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して100%以下。 80%以下・・・・・・・・・・5ポイント 85%以下・・・・・・・・・・4ポイント 90%以下・・・・・・・・・・3ポイント 95%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント
食肉等流通体制整備	219	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）を10%以上増加。 ただし、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。以下この類別において同じ。）以外において事業を実施する場合及びハラル認証（イス	・事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上。 また、再編整備を伴うものについては、統合する施設の処理頭数を加えるものとする。 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,120頭以上・・・・・・・・・・5ポイント 980頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 840頭以上・・・・・・・・・・3ポイント 700頭以上・・・・・・・・・・2ポイント

	ラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。)を取得する場合以外は、目標年度における１日当たりの平均処理頭数が560頭以上であることとする。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント なお、既に１日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1,000頭以上である場合にあっては、以下の成果目標を選択することができるものとする。 ・稼働率を70%以上に増加。ただし、現状の稼働率を下回らないこと。 （稼働率＝１日当たりの平均処理頭数(肥育豚換算)／１日当たりの処理能力(肥育豚換算)） 80%以上・・・・・・・・・・10ポイント 78%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 76%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 73%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合にあっては１日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1,120頭以上。 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,680頭以上・・・・・・・・・・10ポイント 1,540頭以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 1,400頭以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 1,260頭以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 1,120頭以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	560頭以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は、事業を実施する産地食肉センターの１日当たりの平均処理頭数が560頭以上でかつ、再編整備を伴う場合 ・・・5ポイント ただし、離島において事業を実施する場合は、１日当たりの平均処理頭数が560頭未満であっても1ポイント。 また、ハラール認証の取得に向けた取組をしている場合は１日当たり平均処理頭数が15頭以上。 35頭以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 30頭以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 25頭以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 20頭以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 15頭以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
220	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの年間の牛及び豚と畜頭数における輸出向けの牛及び豚のと畜頭数の割合を１％以上に増加。 ただし、施設整備により輸出が可能となる国・地域に輸出する牛及び豚の頭数に限る。 ５％以上・・・・・・・・・・10ポイント ４％以上・・・・・・・・・・ 8ポイント ３％以上・・・・・・・・・・ 6ポイント ２％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント １％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント なお、既に輸出向け出荷量が50t以上の場合にあっては、輸出向けの牛及び豚のと畜頭数の割合を0.3％以上に増加。 1.5％以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.2％以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 0.9％以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 0.6％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 0.3％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあっては、本成果目標を選択することはできない。	・事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近５年間に牛肉又は豚肉に関しての輸出実績があること ・・・・・・・・・・5ポイント 又は、 ・以下の①から⑤の取組のうち複数を選択し、ポイントを合計（ただし、ポイントの上限は5ポイントとする。） ①H A C C P等認定を取得していること・・・3ポイント ②事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・・・3ポイント ③牛肉又は豚肉を含んだ輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・・・2ポイント ④牛肉又は豚肉を含んだ日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・1ポイント ⑤輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ・・・・・・・・・・1ポイント
221	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの１頭当たりの部分肉処理コストを５％以上削減。（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、減価償却費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上） 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント ５％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの１頭当たりの部分肉処理コストが、 1 牛の場合 21,600円以下・・・・・・5ポイント 22,950円以下・・・・・・4ポイント 24,300円以下・・・・・・3ポイント 25,650円以下・・・・・・2ポイント 27,000円以下・・・・・・1ポイント 2 豚の場合

		2,400円以下・・・・・・・・・・ 5ポイント 2,550円以下・・・・・・・・・・ 4ポイント 2,700円以下・・・・・・・・・・ 3ポイント 2,850円以下・・・・・・・・・・ 2ポイント 3,000円以下・・・・・・・・・・ 1ポイント
222	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加。 12.5ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 5.0ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント 2.5ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向割合が、 1 牛の場合 58.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント 55.5%以上・・・・・・・・ 4ポイント 53.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント 50.5%以上・・・・・・・・ 2ポイント 48.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント 2 豚の場合 76.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント 73.5%以上・・・・・・・・ 4ポイント 71.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント 68.5%以上・・・・・・・・ 2ポイント 66.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント 又は、 ・ハラル認定の取得に向けた取組を行っている施設であつて、牛専用の施設であること。・・・・ 5ポイント
223	【家畜流通】 ・年間の家畜取引頭数を1.0%以上増加。 25.0%以上・・・・・・・・ 10ポイント 15.0%以上・・・・・・・・ 8ポイント 10.0%以上・・・・・・・・ 6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・ 4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・ 2ポイント	・事業を実施する家畜市場の年間取引頭数が5,000頭以上。 ただし、合併等により市場の統合をする場合は合算した取引頭数とする。 11,000頭以上・・・・・・・・ 5ポイント 9,500頭以上・・・・・・・・ 4ポイント 8,000頭以上・・・・・・・・ 3ポイント 6,500頭以上・・・・・・・・ 2ポイント 5,000頭以上・・・・・・・・ 1ポイント ※ただし、中山間地域（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域並びに「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。）にある家畜市場で事業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が3,500頭以上であれば5ポイント。 また、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。）にある家畜市場で事業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が1,500頭以上であれば5ポイント。
224	【家畜流通】 ・開催1回当たりの平均取引頭数が250頭以上。 ただし現況を下回る目標は認めない。 450頭以上・・・・・・・・ 10ポイント 400頭以上・・・・・・・・ 8ポイント 350頭以上・・・・・・・・ 6ポイント 300頭以上・・・・・・・・ 4ポイント 250頭以上・・・・・・・・ 2ポイント	・年間開催回数（毎月1回以上）が12回以上。 36回以上・・・・・・・・ 5ポイント 30回以上・・・・・・・・ 4ポイント 24回以上・・・・・・・・ 3ポイント 18回以上・・・・・・・・ 2ポイント 12回以上・・・・・・・・ 1ポイント
225	【家畜流通】 ・牛換算100頭当たり取引コストを1.0%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・ 8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・ 6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・ 4ポイント	・市場整備地域内の市場流通占有割合が20%以上。 80%以上・・・・・・・・ 5ポイント 65%以上・・・・・・・・ 4ポイント 50%以上・・・・・・・・ 3ポイント 35%以上・・・・・・・・ 2ポイント 20%以上・・・・・・・・ 1ポイント

	1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
226	【鶏肉】 ・鶏もも肉1kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の鶏もも肉1kgの卸売価格の平均と比較して1.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
227	【鶏肉】 ・受益農家の出荷羽数を1%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家全体の年間出荷羽数が、ブロイラーにあっては125万羽以上、成鶏にあっては35万羽以上。（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする。） （ブロイラーの場合） 625万羽以上・・・・・・・・・・5ポイント 500万羽以上・・・・・・・・・・4ポイント 375万羽以上・・・・・・・・・・3ポイント 250万羽以上・・・・・・・・・・2ポイント 125万羽以上・・・・・・・・・・1ポイント （成鶏の場合） 180万羽以上・・・・・・・・・・5ポイント 140万羽以上・・・・・・・・・・4ポイント 105万羽以上・・・・・・・・・・3ポイント 70万羽以上・・・・・・・・・・2ポイント 35万羽以上・・・・・・・・・・1ポイント
228	【鶏肉】 ・1万羽当たり処理・加工コストを1%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・生体1kg当たりの平均処理加工費用50円（成鶏の場合は80円）と比較して1.0%以上低い。 11.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 8.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 6.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 3.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
229	【鶏卵】 ・鶏卵1kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近6年間の農家販売価格の平均と比較して1.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
230	【鶏卵】 ・事業実施主体の鶏卵販売量を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・1日当たりの鶏卵販売量が10トン以上。（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。） 61トン以上・・・・・・・・・・5ポイント 48トン以上・・・・・・・・・・4ポイント 36トン以上・・・・・・・・・・3ポイント 23トン以上・・・・・・・・・・2ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・1ポイント
231	【鶏卵】 ・鶏卵100kg当たり処理コストを1.0%以上削減。（処理コスト：労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上） 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・鶏卵100kg当たりの全国平均処理コスト2,879円より1.0%以上低い。（処理コスト：労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上） 30.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 22.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
232	【鶏卵】 ・鶏卵処理施設内における廃棄ロス割合を0.2ポイント以上低	・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が2.00%以下。 1.00%以下・・・・・・・・・・5ポイント

		減。 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	1.25%以下・・・・・・・・・・4ポイント 1.50%以下・・・・・・・・・・3ポイント 1.75%以下・・・・・・・・・・2ポイント 2.00%以下・・・・・・・・・・1ポイント
農畜産物輸出に向けた体制整備 ※本成果目標中において、 ①「HACCP等認定」とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画又は国際基準に整合している認証をいい、 ②「ハラール認証」とは、イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラール認定マークが表示をされた食品を製造する施設として、ハラール認証を行う機関が行う認証をいう。	233	・以下の①及び②の中の1つを選択するものとする。 ①耕種作物で既に輸出実績がある場合は、総出荷量又は総出荷額に占める輸出向け出荷量又は出荷額の割合が3%以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合 20%以上増・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上増・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上増・・・・・・・・・・6ポイント なお、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・6ポイント ②畜産物で既に輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量1トン以上でかつ、輸出向け出荷量の増加割合 15%以上増・・・・・・・・・・10ポイント 12.5%以上増・・・・・・・・・・9ポイント 10%以上増・・・・・・・・・・8ポイント 7.5%以上増・・・・・・・・・・7ポイント 5%以上増・・・・・・・・・・6ポイント ただし、既に輸出向け出荷量が50トン以上の場合にあっては、以下のポイント配分とする。 5%以上増・・・・・・・・・・10ポイント 4%以上増・・・・・・・・・・9ポイント 3%以上増・・・・・・・・・・8ポイント 2%以上増・・・・・・・・・・7ポイント 1%以上増・・・・・・・・・・6ポイント なお、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷量 5トン以上・・・・・・・・・・10ポイント 3トン以上・・・・・・・・・・9ポイント 2トン以上・・・・・・・・・・8ポイント 1トン以上・・・・・・・・・・7ポイント ただし、ハラール証明の取得を必要とする国への畜産物の輸出を行う場合には、輸出向けの年間出荷量 5トン以上・・・・・・・・・・10ポイント 3トン以上・・・・・・・・・・9ポイント 2トン以上・・・・・・・・・・8ポイント 1トン以上・・・・・・・・・・7ポイント 1トン未満・・・・・・・・・・6ポイント ・上記に加え、以下の③から⑭までの1つ以上を選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。 ③GAPについて、以下のア及びイまでのいずれかに取組むこと。・・・・・・・・・・1ポイント ア GAP認証を取得すること。 イ 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産し、第三者による確認を受けること。 ④HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること・・・・・・・・・・1ポイント	・以下の①から⑭までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に農畜産物に関しての輸出実績があること。・・・・・・・・・・5ポイント ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。 （例）台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等 米国向け梨の生産地域の指定等・5ポイント ③GAPについて、以下のア及びイのいずれかであること。・・・・・・・・・・4ポイント ア GAP認証を取得していること。 イ 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産し、第三者による確認を受けていること。 ④HACCP等認定を取得していること・4ポイント ⑤ハラール認証を取得していること・・・・・・・・・・4ポイント ⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・・・3ポイント ⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・・・2ポイント ⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・・・1ポイント ⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・・・・・・・・1ポイント ⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している・・・・・・・・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の（ア）～（ウ）のいずれか1つに取り組んでいる場合・・・・・・・・・・3ポイント いずれか2つに取り組んでいる場合・・・・・・・・・・5ポイント （ア）戦略的輸出事業者と輸出用米の契約を結んでいる又は輸出の実績がある （イ）多収性の品種を用いた生産を行っている （ウ）輸出先国の品質基準に合わせた栽培マニュアルを策定している ⑪有機JAS認証を取得していること・・4ポイント

		⑤ハラール認証を取得すること・・・１ポイント ⑥対ＥＵ輸出食肉の取扱いについて（平成25年3月29日食安発0329第８号・24消安第6381号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費安全局長通知）に定められた対ＥＵ輸出食肉の取扱要綱の動物福祉に関する基準に適合すること ・・・１ポイント ⑦輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施すること ・・・１ポイント ⑧上記の③から⑦までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること ・・・１ポイント ※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算（ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。） ⑨H A C C P 認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること ・・・１ポイント ⑩施設整備により輸出先国（産地食肉センターの整備であって、ＥＵ加盟国に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、ＥＵを1か国としてカウントする。以下同じ。）を追加すること（新規の取組の場合、２か国目以降）・・・（１か国につき）１ポイント ⑪施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、２品目目以降） ・・・（１か国につき）１ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、農産物については、６桁番号の品目ごとに１品目としてカウントし、畜産物については、４桁番号の品目ごとに１品目としてカウントする。 ⑫輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・１ポイント ⑬和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン（平成19年３月26日付け18生畜第2676号農林水産省生産局長通知）に基づき、和牛と表示できる牛肉の輸出を含む取組であること ・・・１ポイント ⑭公益社団法人日本食肉格付協会の定める牛枝肉取引規格のＡ４等級以上の牛肉の輸出を含む取組であること ・・・１ポイント ⑮コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結すること ・・・１ポイント ⑯有機ＪＡＳ認証を取得すること・・・１ポイント ※現況値ポイントで②から⑤まで又は⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	
「強み」のある産地形成に向けた体制整備	234	・対象品目の販売額（対象品目及びその加工品の販売額合計のことをいう。以下同じ。）が10%以上増加。 14%以上・・・10ポイント 13%以上・・・８ポイント 12%以上・・・６ポイント 11%以上・・・４ポイント 10%以上・・・２ポイント	以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①計画に規定する生産者及び実需者の合計が３者以上 ７者以上・・・10ポイント ６者以上・・・８ポイント ５者以上・・・６ポイント ４者以上・・・４ポイント ３者以上・・・２ポイント
	235	・対象品目の販売額のうち導入する新品種等の占める割合が10%以上。 30%以上・・・10ポイント	②育成者権、商標など知的財産ブランド保護を図る計画を作成していること。 ・・・６ポイント

		25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	③契約販売に取り組んでいること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント																															
	236	・対象品目の販売額のうち契約取引が占める割合を 5 ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント																																
次世代型大規模園芸施設の整備	237	・地域エネルギーの活用又は省エネルギー化の取組により化石燃料の使用量を30%以上低減 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 45%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	・以下の①及び②の合計とする。 ①コンソーシアムの構成員の業種数が、下記の産業分類表に基づき、地方公共団体、生産者を除き 1 業種以上 5 業種以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (産業分類表)																															
	238	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①対象品目の全出荷量に占める契約取引の割合が50%以上 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 65%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 55%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント ②対象品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して20%以上高い 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント ③対象品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を 3 %以上増加 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	<table><tr><td>産業分類</td><td>(参考) 分類コード</td></tr><tr><td>農業</td><td>A01</td></tr><tr><td>林業</td><td>A02</td></tr><tr><td>建設業</td><td>D</td></tr><tr><td>食料品製造業</td><td>E09</td></tr><tr><td>食料品製造業以外の製造業</td><td>EのうちE09以外</td></tr><tr><td>情報通信業</td><td>G</td></tr><tr><td>運輸業、郵便業</td><td>H</td></tr><tr><td>飲食料品卸売業</td><td>I52</td></tr><tr><td>飲食料品小売業</td><td>I58</td></tr><tr><td>金融業、保険業</td><td>J</td></tr><tr><td>学術研究、専門・技術サービス業</td><td>L</td></tr><tr><td>宿泊業、飲食サービス業</td><td>M</td></tr><tr><td>教育、学習支援業</td><td>O</td></tr><tr><td>協同組合</td><td>Q87</td></tr><tr><td>サービス業(他に分類されないもの)</td><td>R</td></tr></table> ※業種は総務省日本標準産業分類一覧による。 ※地方公共団体の研究機関が参加する場合は、「学術研究、専門・技術サービス業」の分類に該当するとみなし、業種数に計上することができるものとする。 ②今回整備する高度環境制御栽培施設における作付（栽培）面積 3.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.5ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント	産業分類	(参考) 分類コード	農業	A01	林業	A02	建設業	D	食料品製造業	E09	食料品製造業以外の製造業	EのうちE09以外	情報通信業	G	運輸業、郵便業	H	飲食料品卸売業	I52	飲食料品小売業	I58	金融業、保険業	J	学術研究、専門・技術サービス業	L	宿泊業、飲食サービス業	M	教育、学習支援業	O	協同組合	Q87	サービス業(他に分類されないもの)
産業分類	(参考) 分類コード																																	
農業	A01																																	
林業	A02																																	
建設業	D																																	
食料品製造業	E09																																	
食料品製造業以外の製造業	EのうちE09以外																																	
情報通信業	G																																	
運輸業、郵便業	H																																	
飲食料品卸売業	I52																																	
飲食料品小売業	I58																																	
金融業、保険業	J																																	
学術研究、専門・技術サービス業	L																																	
宿泊業、飲食サービス業	M																																	
教育、学習支援業	O																																	
協同組合	Q87																																	
サービス業(他に分類されないもの)	R																																	
次世代施設園芸技術実証温室の整備	239	・高度環境制御技術や雇用型生産管理技術、または省力化技術を活用した経営に取り組む面積または農業者数（戸数）の現状値の 2 倍以上とする。 4 倍以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 3.5倍以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3 倍以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 2.5倍以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2 倍以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント なお、温室と内部設備を合わせた設置コストが23千円/㎡以下、かつ当該地域における従来の同規模・同性能の温室と比べ、設置コストを 3 割低減できると見込まれる場合は、上記ポイント	・以下のいずれかを選択するものとする。 ①都道府県における施設園芸面積のうち、高度環境制御装置のある施設面積の割合 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 1 %以上 2 %未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 %未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント ②都道府県における施設園芸面積のうち、50a以上規模層の占める施設面積割合が50%以上 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 40%以上50%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 40%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント																															

		に 1 ポイント加えることができる。	
	240	・ 高度環境制御技術や雇用型生産管理技術、または省力化技術を地域に普及する指導者の増加数を 1 人以上とする。 5 人以上・・・・・・・・・・10ポイント 4 人以上・・・・・・・・・・9 ポイント 3 人以上・・・・・・・・・・8 ポイント 2 人以上・・・・・・・・・・7 ポイント 1 人以上・・・・・・・・・・6 ポイント	・ 以下のいずれかを選択するものとする。 ①高度環境制御技術や雇用型生産管理技術、または省力化技術を地域に普及する指導者数 3 人以上・・・・・・・・・・5 ポイント 2 人以上・・・・・・・・・・4 ポイント 1 人以上・・・・・・・・・・3 ポイント ②次世代施設園芸コンソーシアムの構成員である 5 名以上の農業者のうち、実証温室で研修等を受ける農業者数が 5 名以上 10人以上・・・・・・・・・・5 ポイント 7 人以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 人以上・・・・・・・・・・3 ポイント
地球温暖化対策 （気候変動リスク軽減）	※ 1 当該メニューの達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値をすべて選択するものとする。 ※ 2 当該メニューを行う場合は、5 割以上の受益農業従事者が早期警戒システム等を導入し、気象予測に応じた対策を適切に講じるものとする。		
	241	・ 事業実施地区において早期警戒システム等（※）の導入割合が 50%以上。 90%以上・・・・・・・・・・10ポイント 80%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※生産者が高温障害、冷害、降雨、降雪、病虫害等の予防対策がとれるように発生予測等の情報を携帯端末等に提供するシステム又はこれに準じるもの。	・ 事業実施地区における農業災害補償制度の引受面積割合が、70%以上。 94%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 88%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 82%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 76%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・1 ポイント 又は ・ 事業実施地区における農業災害補償制度の引受面積割合が、過去 5 年間で 1 %以上向上。 5 %以上・・・・・・・・・・5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント ※農業災害補償制度の対象になっていない品目については、類別 2 の成果目標に対する現況値ポイントとする。
	242	・ 以下の①又は②から 1 つ選択するものとする。 ①事業実施地区における高温障害を軽減できる高温耐性品種や病虫害耐性品種等（複数品種ある場合はその合計）の作付面積が 80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・10ポイント 92%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 88%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 84%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・2 ポイント ②事業実施地区における高温障害を軽減できる高温耐性品種や病虫害耐性品種等（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を 10%以上向上。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※（独）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。	・ 以下の①又は②から 1 つ選択するものとする。 ①事業実施地区における高温障害を軽減できる高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合が 5 %以上。 20%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント ②事業実施地区における異常気象リスクを軽減できる病虫害耐性品種等の作付面積割合が直近 5 中 3 年平均の 6 %以上。 10%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント
地球温暖化対策 （土壌劣化リスク軽減）	243	・ 事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が 5 ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント	・ 事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が 5 %以上。 30%以上・・・・・・・・・・5 ポイント

		25ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	25%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
	244	・事業の受益に係るほ場における事業実施後の10a当たり平均収量（※1，※2）が、事業実施前2作の平均値と比較して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 9ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 7ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント （※1）現況値ポイントで選択した指標と同一のものに限る。 （※2）顕著な異常気象等による異常値は除外することができる。	・事業の受益に係るほ場の事業実施前2作の10a当たり平均収量（※）が、それ以前の同一ほ場における同一作物の平均値に対して5ポイント以上低い（土壌診断の結果等から判断して、その原因に土壌の劣化（土壌の物理性・化学性の悪化）が大きく寄与していると認められるものに限る。）。 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント （※）品質の低下が生産上の課題となっている場合にあっては、一定の基準（品質や規格）以上のものの収量に代えることができる。
	245	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらの有効活用を図る面積の割合を1ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらを有効活用している面積が3%以上。 66%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 35%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 19%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
資材高騰等のリスク低減	246	・10a当たりの物材費を1%以上削減。 8%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・現状10a当たりの物材費について 都道府県平均値より15%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 5ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 4ポイント 都道府県平均値より5%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 3ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別コスト削減戦略及び農業新技術200Xに記載されている物材費削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・ 3ポイント
	247	・10a当たりの労働時間を10%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 22%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・現状10a当たりの労働時間について 都道府県平均値より30%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 5ポイント 都道府県平均値より20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 4ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 3ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別コスト削減戦略及び農業新技術200Xに記載されている労働時間削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・ 3ポイント
	248	・事業実施主体の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が6%以上増加。 30%・・・・・・・・・・ 10ポイント 24%・・・・・・・・・・ 8ポイント 18%・・・・・・・・・・ 6ポイント 12%・・・・・・・・・・ 4ポイント 6%・・・・・・・・・・ 2ポイント ※土壌分析に基づく施肥設計の見直し件数は、処方箋（土壌診断	・事業実施主体の事業実施前年度の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が事業実施前々年度に比べ3%以上増加。 15%・・・・・・・・・・ 5ポイント 12%・・・・・・・・・・ 4ポイント 9%・・・・・・・・・・ 3ポイント 6%・・・・・・・・・・ 2ポイント 3%・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は

	結果、施肥設計等について整理されているものをいう。他に土壌診断表、土壌分析診断書等の名称を持つことがある。）の数とする。	事業実施主体において、 ・都道府県の策定している減肥基準に基づいて施肥している場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント ・都道府県の策定している減肥基準以外の基準に基づいて施肥している場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント
249	・事業実施年度と比較して、事業実施主体の単位面積当たりの化学肥料の使用量が 5 % 以上減。 25%・・・・・・・・・・ 10 ポイント 20%・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %・・・・・・・・・・ 2 ポイント - 又は、 事業実施年度と比較して、事業実施主体の単位面積当たりの化学肥料の使用量が2.5%以上減。 12.5%・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7.5%・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.5%・・・・・・・・・・ 1 ポイント - かつ、 ・これまで、事業実施主体において、取り組んでいない施肥低減技術に 2つ以上取り組む場合・・・・・・・・・・ 5 ポイント 1つ取り組む場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント ※施肥低減技術は、「肥料高騰に対応した施肥改善等に関する検討会中間とりまとめ報告書」、「土壌診断、施肥法改善、土壌養分利用によるリン酸等の施肥量削減にむけた技術導入の手引き」、「農業新技術200X」、「担い手の経営革新に資する稲作技術カタログ」等の公的機関が作成した報告書等に記載されている等、効果が明確な技術をいう。 ※化学肥料の使用量は、窒素（N）、リン酸（P205）、加里（K20）の合計を用いることとする。	・事業実施主体の事業実施前年度の単位面積当たりの肥料の使用量が事業実施前々年度に比べ2.5%以上減。 12.5%・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7.5%・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.5%・・・・・・・・・・ 1 ポイント - 又は - 事業実施主体において、 ・都道府県の策定している減肥基準に基づいて施肥している場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント ・都道府県の策定している減肥基準以外の基準に基づいて施肥している場合・・・・・・・・・・ 1 ポイント
250	・事業実施主体の農業生産に伴う単位面積当たりの電気使用量を事業実施前年度と比較して20%以上削減。 40%・・・・・・・・・・ 10 ポイント 35%・・・・・・・・・・ 8 ポイント 30%・・・・・・・・・・ 6 ポイント 25%・・・・・・・・・・ 4 ポイント 20%・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施主体の農業生産に伴う単位面積当たりの電気使用量を前々年度と事業実施前年度を比較して 1 % 以上削減。 10%・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7 %・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 %・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %・・・・・・・・・・ 1 ポイント
251	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を 5 ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が 5 % 以上。 30%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
252	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「持続農業法」という。）に基づく認定、有機 J A S 認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物に係る認証を取得している農業者の合計）の割合を 5 ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント - 又は	（環境保全型農業に取り組む農業者の増加を成果目標とする場合） ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が 5 % 以上。 40%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント （環境保全型農業に取り組む面積の増加を成果目標とする場合）

		・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（持続農業法に基づく認定、有機ＪＡＳ認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物に係る認証を取得している面積の合計）の割合を１ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・・・・・・・・5ポイント 50%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	253	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を５ポイント以上増加。 70ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 55ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が１％以上。 10%以上・・・・・・・・・・5ポイント 7％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・3ポイント 3％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	254	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト（費用合計）を５％以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト（費用合計）が、統計部、地方自治体等の調査における平均と比較して115%以下。 100%以下・・・・・・・・・・5ポイント 103%以下・・・・・・・・・・4ポイント 107%以下・・・・・・・・・・3ポイント 111%以下・・・・・・・・・・2ポイント 115%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	255	・搾油歩留まりが現状に対して５ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・5ポイント 34%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31%以上・・・・・・・・・・3ポイント 28%以上・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	256	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たりの温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して30ポイント以上削減。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たり温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して１％以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7％以上・・・・・・・・・・3ポイント 4％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	257	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が13ポイント以上増加。 61ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 49ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 37ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が１％以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
環境保全（小規模公害防除）	258	・事業の対象となる農用地について、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号、以下「法」という。）第4条第１項に規定する農用地土壌汚染対策地域の指定の解除が行われる面積の割合。 8割以上・・・・・・・・・・10ポイント 7割以上・・・・・・・・・・8ポイント 6割以上・・・・・・・・・・6ポイント	・事業の対象となる農用地について、法第3条第１項に規定する農用地土壌汚染対策地域である面積の割合。 8割以上・・・・・・・・・・5ポイント 7割以上・・・・・・・・・・4ポイント 6割以上・・・・・・・・・・3ポイント 5割以上・・・・・・・・・・2ポイント 4割以上・・・・・・・・・・1ポイント

		5割以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 4割以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	
	259	・事業の対象となる農用地について、特定有害物質の量が農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和46年政令第204号）で規定する農用地土壌汚染対策地域の指定要件の量を下回る面積の割合 8割以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 7割以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 6割以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 5割以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 4割以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	・事業の対象となる農用地について、法第5条第1項に規程する農用地土壌汚染対策計画に該当する面積の割合。 8割以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 7割以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 6割以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5割以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 4割以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
環境保全（農業廃棄物の再生処理）	260	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル）を行う割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル）を行う割合が40%以上。 60%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 55%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 45%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
	261	・農業廃棄物 1 kgの処理費用（農家負担額）を3%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	・農業廃棄物 1 kgの処理費用（農家負担額）が40円以下。 20円以下・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 25円以下・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 30円以下・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 35円以下・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 40円以下・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
病虫害まん延防止対策	262	・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%に抑制。 0.1%以下・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 2.7%以下・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 4.5%以下・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 6.3%以下・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 8.1%以下・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	①ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの発生割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 5.4%以下・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 9.0%以下・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 12.6%以下・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 16.2%以下・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は ②産地単位の取組として、ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ（以下、シストセンチュウという。）のまん延防止のため、以下の取組を産地の策定する方針等に基づいて実施している。 3つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・ 5ポイント 2つ取り組んでいる場合・・・・・・・・ 3ポイント 1つ取り組んでいる場合・・・・・・・・ 1ポイント ・ばれいしょの作付前に、土壌検診でシストセンチュウが発見されないことを確認 ・ばれいしょ栽培中に、抜取り調査でシストセンチュウが発見されないことを確認 ・収穫したばれいしょにシストセンチュウの付着がないことを確認 ・ほ場での作業後、作業機械の洗浄等によりほ場外への土壌の流出を防止 ・共同利用施設等において運搬車両の洗浄等によりシストセンチュウの拡散を防止
	263	・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g当たり）を5%以上低減。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント	①ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g当たり）が70シスト以下。 50シスト以下・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 55シスト以下・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 60シスト以下・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 65シスト以下・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 70シスト以下・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

			又は ②産地単位の取組として、ジャガイモシロシストセンチウ及びジャガイモシストセンチウ（以下、シストセンチウという。）の密度低下のため、以下の取組を産地の策定する方針等に基づいて実施している。 3つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・5ポイント 2つ取り組んでいる場合・・・・・・・・3ポイント 1つ取り組んでいる場合・・・・・・・・1ポイント ・シストセンチウ発生ほ場における土壌消毒の実施 ・シストセンチウ発生ほ場におけるシストセンチウ抵抗性品種作付の実施 ・シストセンチウ発生ほ場においてばれいしょを連作しない ・シストセンチウ発生ほ場におけるシストセンチウ対抗植物の栽培 ・収穫後の野良生えの除去 ・シストセンチウ発生ほ場における継続的なセンチウ密度調査の実施
	264	・ジャガイモシストセンチウ抵抗性を有する品種の作付面積の割合を5ポイント以上増加。 ※「品種」については、ジャガイモシロシストセンチウ抵抗性を有する品種が育成等された場合、これも含める。 20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	①ジャガイモシストセンチウ抵抗性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。 40%以上・・・・・・・・5ポイント 32%以上・・・・・・・・4ポイント 26%以上・・・・・・・・3ポイント 18%以上・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・1ポイント 又は ②ジャガイモシロシストセンチウ及びジャガイモシストセンチウの発生割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・・・・・・5ポイント 5.4%以下・・・・・・・・4ポイント 9.0%以下・・・・・・・・3ポイント 12.6%以下・・・・・・・・2ポイント 16.2%以下・・・・・・・・1ポイント 又は ③ジャガイモシロシストセンチウ及びジャガイモシストセンチウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g当たり）が70シスト以下。 50シスト以下・・・・・・・・5ポイント 55シスト以下・・・・・・・・4ポイント 60シスト以下・・・・・・・・3ポイント 65シスト以下・・・・・・・・2ポイント 70シスト以下・・・・・・・・1ポイント ※類別262で①を選択した場合には②について、類別263で①を選択した場合には③について選択できないこととする。

（注）成果目標で「販売額増加」を選択する場合の要綱第8の評価における価格補正については、次の考え方に基づき行うこととする。

補正後の販売額＝実績の販売単価×補正係数×実績の数量

補正係数＝
$$\frac{\text{地域（県又は国）の事業実施前年度の販売単価（※）}}{\text{地域（県又は国）の目標年度の販売単価（※）}}$$

※ 地域（県又は国）の販売単価については、地方卸売市場の取引価格や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等により把握する。

ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないこととする。

別表 1 - 2 - （産地合理化の促進）

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を 1 つ又は 2 つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 米、麦又は大豆の乾燥調製、保管に係る施設	1	○施設の再編利用による利用率の向上 ・以下の の取組を必須とし、 又は のいずれかの取組を選択するものとする。 再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80％以上。 96％以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 92％以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 88％以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 84％以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80％以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 再編後の施設の利用率の伸び幅が10ポイント以上。 30ポイント以上・・・・・・・・ 5 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・ 4 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・ 3 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・ 2 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・ 1 ポイント 再編後の施設の運営コスト又は利用料金を 3 ％以上低減。 7 ％・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6 ％・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ％・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4 ％・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 ％・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・以下の から までのいずれかを選択するものとする。 強い農業づくり交付金実施要領（平成17年 4 月 1 日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）の - 2 の第 1 の 1 に定める都道府県の重点再編地域（以下「重点再編地域」という。）に選定されている。・・・・・・・・ 5 ポイント 現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80％以上。 100％以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 95％以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90％以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 85％以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80％以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 過去 5 年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が 5 ポイント以下。 5 ポイント以上（上昇）・・・・ 3 ポイント 0 ポイント以上（上昇）・・・・ 2 ポイント 5 ポイント以下（低下）・・・・ 1 ポイント 「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値との比較とする。 を選択した場合には、下記の から までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・ 2 ポイント 現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去 5 年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・・ 2 ポイント 「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値と比較する。 施設利用に占める担い手の割合が80％以上・・ 2 ポイント
	2	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80％以上。 96％以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 92％以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 88％以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 84％以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80％以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント かつ、 ・策定する再編利用計画において、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、当該施設において以下のいずれかを新たに取り組む場合 担い手で構成される組織が施設運営を行う計画又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合・・・・・・・・ 5 ポイント 担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組む計画となっている場合・・・・・・・・ 3 ポイント	・以下の から までのいずれかを選択するものとする。 重点再編地域に選定されている。・・・・・・・・ 5 ポイント 現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80％以上。 100％以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 95％以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90％以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 85％以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80％以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 過去 5 年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が 5 ポイント以下。 5 ポイント以上（上昇）・・・・ 3 ポイント 0 ポイント以上（上昇）・・・・ 2 ポイント 5 ポイント以下（低下）・・・・ 1 ポイント を選択した場合には、下記の から までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。

		現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去 5 年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値と比較する。 施設利用に占める担い手の割合が 80% 以上・・ 2 ポイント
3	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が 80% 以上。 96% 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 92% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 88% 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 84% 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80% 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント かつ、 ・策定する再編利用計画において、当該施設で以下のいずれかを新たに取り組む場合 事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が 25% 以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合・・・・・・・・・・ 5 ポイント 作付面積比率 = A / B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位 1 品種（又は上位 1 麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ハイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組む場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント	・以下の から までのいずれかを選択するものとする。 重点再編地域に選定されている・・・・・・・・・・ 5 ポイント 現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が 80% 以上。 100% 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 95% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90% 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 85% 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80% 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 過去 5 年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が 5 ポイント以下。 5 ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・ 3 ポイント 0 ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 ポイント以下（低下）・・・・・・・・・・ 1 ポイント を選択した場合には、下記の から までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去 5 年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値と比較する。 施設利用に占める担い手の割合が 80% 以上・・ 2 ポイント
4	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が 80% 以上。 96% 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 92% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 88% 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 84% 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80% 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント かつ、 ・再編利用計画に基づく事業実施地区において、以下のいずれかを新たに取り組む場合 担い手への農地集積が 60% 以上 80% 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 75% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 70% 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 65% 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 60% 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	・以下の から までのいずれかを選択するものとする。 重点再編地域に選定されている・・・・・・・・・・ 5 ポイント 現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が 80% 以上。 100% 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 95% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90% 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 85% 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80% 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 過去 5 年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が 5 ポイント以下。 5 ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・ 3 ポイント 0 ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 ポイント以下（低下）・・・・・・・・・・ 1 ポイント を選択した場合には、下記の から までのいずれかのポ

		又は 新規需要米、麦、大豆の団地化率が60%以上 80%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 65%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	イントについて加算できるものとする。 現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去 5 年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値と比較する。 施設利用に占める担い手の割合が80%以上・・ 2 ポイント
	5	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 92%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 88%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 84%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント かつ、 ・再編利用計画に基づく事業実施地区において、効率的な作業を行うため、以下のいずれかを新たに取り組む場合 基幹作業の全てを地区内の担い手に委託する計画となっている場合・・・・・・・・・・ 5 ポイント 基幹作業のうち 2 以上を地区内の担い手に委託する計画となっている場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント 「基幹作業」とは以下の から までをいう。 耕起・整地 播種・移植 収穫 乾燥・調製	・以下の から までのいずれかを選択するものとする。 重点再編地域に選定されている。・・・・・・・・ 5 ポイント 現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 95%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 過去 5 年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が 5 ポイント以下。 5 ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・ 3 ポイント 0 ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 ポイント以下（低下）・・・・・・・・・・ 1 ポイント 「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値との比較とする。 を選択した場合には、下記の から までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去 5 年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント 「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値と比較する。 施設利用に占める担い手の割合が80%以上・・ 2 ポイント
集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）	6	・再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い数量を再編後の処理能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 95%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・過去 5 年間の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率の低下が 9 ポイント以下。 23ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7 ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1 ポイント以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 9 ポイント以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント 「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値との比較とする。
農産物処理加工施設等再編利用（茶）	7	・施設稼働率指数を直近値の 4 以上増加。 （ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100 を乗じた数とする。） 18以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 15以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント	・施設稼働率指数が102以上。 172以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 154以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 137以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 119以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント

	11以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 8 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	
8	・産物販売単価指数を直近値の 5 % 以上増加。 （なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100 を乗じた数とする。） 22% 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 18% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14% 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・産物販売単価指数の過去 3 年間の増加率が 3 % 以上。 12% 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 % 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
9	・下級茶歩留指数を直近値の 10% 以上低減。 （なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（下級茶という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100 を乗じた数とする。） 44% 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 36% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 27% 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 18% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10% 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近の下級茶歩留指数が 47 以下。 39 以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 41 以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 43 以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 45 以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 47 以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
10	・契約取引量指数を直近値より 7 以上増加。 （なお、契約取引指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に 100 を乗じた数とする。） 35 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 28 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 21 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 14 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・契約取引量指数の直近値が 7 以上。 44 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 35 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 26 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 16 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 7 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
11	・10 a 当たりの単収を直近値の 8 % 以上増加。 24% 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 20% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 16% 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 12% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・10 a 当たりの単収の過去 3 年間の増加率が 4 % 以上。 18% 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 14.5% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 11% 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7.5% 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 4 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
12	・荒茶原料流入量指数を直近値より 10 以上増加。 （ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100 を乗じた数とする。） 40 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 33 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 25 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 18 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・荒茶原料流入量指数の直近値が 5 以上。 25 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
13	・産物 1 kg 当たり生産コストを直近値の 2 % 以上低減。 （なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。） 15% 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 12% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 % 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 % 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・産物 1 kg 当たり生産コストの過去 3 年間の低減率が 1 % 以上。 11% 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8.5% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 % 以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3.5% 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 % 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
14	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の 6 % 以上低減。 18% 以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 15% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 12% 以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）の過去 3 年間の低減率が 3 % 以上。 11% 以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 % 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント

		9 % 以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 6 % 以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 又は ・ 10 a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 29%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 24%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 19%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 14%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	7 % 以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 5 % 以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 3 % 以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 又は ・ 10 a 当たり労働時間の過去 3 年間の低減率が 7 % 以上。 18%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 15.3%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 12.5%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 9.8%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 7 % 以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
	15	・ 仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 （なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品（ティーバック、抹茶、ドリンク等）への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。） 45以上 ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 40以上 ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 35以上 ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 30以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 25以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・ 直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 30以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 24以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 19以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 13以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
	16	・ 主要茶種指数を直近値の 6 % 以上低減。 （なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 24%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 20%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 15%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 11%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 6 % 以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・ 直近の主要茶種指数が66以下。 34以下 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 42以下 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 50以下 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 58以下 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 66以下 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
	17	・ 主要品種指数を直近値の 2 % 以上低減。 （なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 34%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 26%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 18%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 10%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 2 % 以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・ 直近の主要品種指数が75以下。 50以下 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 56以下 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 63以下 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 69以下 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 75以下 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
食肉等流通体制 再編整備	18	【家畜市場】 ・ 家畜市場を合併により統合すること。 3 箇所以上 又は 2 箇所（再編整備後の年間取引頭数が10,000頭以上）・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 2 箇所（再編整備後の年間取引頭数が8,000頭以上）・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 2 箇所（再編整備後の年間取引頭数が7,000頭以上）・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 2 箇所（再編整備後の年間取引頭数が5,000頭以上）・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 2 箇所（再編整備後の年間取引頭数が3,500頭以上）・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・ 家畜市場の再編に向けた協議会を設置していること。 都道府県域を超えた再編計画するもの ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 都道府県内の家畜市場のうち半数以上の再編を計画するもの ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 都道府県内の家畜市場のうち半数未満の再編を計画するもの ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
	19	【鶏肉・鶏卵】 ・ 鶏肉 / 鶏卵処理施設の再編整備を行うこと。 3 箇所以上 又は 2 箇所（再編整備後の処理数量が再編前に比べ100%増加）・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 2 箇所（再編整備後の処理数量が再編前に比べ80%増加）・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント	【鶏肉】 ・ 施設を再編しようとする処理施設の 1 日当たりの合計の処理羽数が8,000羽以上。 16,000羽以上 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 14,000羽以上 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 12,000羽以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 10,000羽以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 8,000羽以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント

		2 箇所（再編整備後の処理数量が再編前に比べ60%増加）・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2 箇所（再編整備後の処理数量が再編前に比べ40%増加）・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 箇所（再編整備後の処理数量が再編前に比べ20%増加）・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント いずれも基準とする数量は、再編しようとする処理施設のうち 最大のものとする。	【鶏卵】 ・施設を再編しようとする処理施設 1 日当たりの合計の取扱量 が20トン以上。 40トン以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 35トン以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30トン以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 25トン以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 20トン以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
国内産糖・国内 産いもでん粉工 場再編合理化	20	・再編整備に伴い廃止される工場に集荷されていたでん粉原料用 いもの 3 割以上について新たな出荷先を確保。 8 割以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 7 割以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 6 割以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 5 割以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 3 割以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント	・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に 関する法律（昭和40年法律第109号）に基づき、経営の改善 を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認 定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして10ポイ ント加算するものとする。
	21	・別途策定する再編合理化計画において契約作付面積又は集荷量 増加の取組を実施し、その増加割合が 3 %以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント	
	22	・別途作成する再編合理化計画を作成し再編を行う際に 1 以上の 工場を廃止。 3 工場以上の廃止・・・・・・・・ 10ポイント 2 工場の廃止・・・・・・・・ 8 ポイント 1 工場の廃止・・・・・・・・ 5 ポイント	
	23	・再編にかかる全ての国内産いもでん粉工場が、砂糖及びでん粉 の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措 置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けること。 ・・・・・・・・・・ 5 ポイント	
	24	・再編後の工場の操業率が75%以上。 95%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 90%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に 関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する 計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合 は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとする。
	25	・再編後のトン当たり製造コストを 2 %以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	
	26	・別途策定する再編合理化計画において集荷区域の作付又は収穫 面積の増加、集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が 3 % 以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント	
	27	・再編にかかる全ての国内産糖工場が、砂糖及びでん粉の価格調 整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関す る計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けること。 ・・・・・・・・ 5 ポイント	

乳業再編等整備	効率的乳業施設整備を行う場合、又は の書類が提出されている場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとし、29及び28の現況値ポイントは加算しない。 乳業再編実行計画の内容を示す書類又はその写し 乳業者間における再編時の廃業・製造委託等の取り決めが示された書類 集送乳合理化等推進整備を行う場合、貯乳施設等再編計画及び全国の区域をその地区とする農業協同組合連合会等と協議が整った事を証する書類又はその写しが提出されている場合は、現況値ポイントとして10ポイントを加算し、32～38の現況値ポイントは加算しないものとする。		
28	・工場の再編により、1日当たりの生乳処理施設の平均稼働率が現状値より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント		
29	・工場の再編により、1日当たりの飲用向け生乳処理施設の平均処理数量が現状値より5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする乳業工場の1日当たりの飲用向け生乳処理能力が2トン以上。 40トン以上・・・・・・・・・・5ポイント 30トン以上・・・・・・・・・・4ポイント 20トン以上・・・・・・・・・・3ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・2ポイント 2トン以上・・・・・・・・・・1ポイント	
30	・工場の再編により、都道府県内の学校給食用牛乳供給割合が50%以下。 30%以下・・・・・・・・・・10ポイント 35%以下・・・・・・・・・・8ポイント 40%以下・・・・・・・・・・6ポイント 45%以下・・・・・・・・・・4ポイント 50%以下・・・・・・・・・・2ポイント		
31	・廃止工場数と再編を行う範囲。 (新設) 4工場以上の廃止・・・・・・・・・・10ポイント 3工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・・・・・・・・・・8ポイント 3工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・・・・・・・6ポイント 2工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・・・・・・・・・・4ポイント 2工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・・・・・・・2ポイント (増設) 3工場以上の廃止・・・・・・・・・・10ポイント 2工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・・・・・・・・・・8ポイント 2工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・・・・・・・6ポイント 1工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・・・・・・・・・・4ポイント 1工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・・・・・・・2ポイント (新設・増設を伴わない場合) 2工場以上の廃止・・・・・・・・・・6ポイント 1工場の廃止・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする乳業工場が所在する都道府県下の乳業工場数。 10ヶ所以上・・・・・・・・・・5ポイント 8ヶ所・・・・・・・・・・4ポイント 6ヶ所・・・・・・・・・・3ポイント 4ヶ所・・・・・・・・・・2ポイント 2ヶ所・・・・・・・・・・1ポイント	
32	・貯乳施設の再編により、地区の集送乳等経費が10%以上減少。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・事業を実施しようとする貯乳施設の集送乳経費の削減率。 10%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	

	10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	2%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
33	・貯乳施設の再編により、1施設当たりの処理数量が10%以上増加。 90%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 70%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする貯乳施設に係る廃止貯乳施設の1日当たり処理能力の合計。 120トン以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 100トン以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 80トン以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 60トン以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 40トン以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
34	・貯乳施設の再編により、地区の集送乳路線数が2以上減少。 10路線以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8路線以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6路線以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 4路線以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2路線以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする貯乳施設に係る集送乳路線の本数。 70路線以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 60路線以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 50路線以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 40路線以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 30路線以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
35	・廃止貯乳施設数と再編を行う範囲。 4施設の廃止・・・・・・・・・・・・・10ポイント 3施設の廃止（複数の都道府県での再編）・・8ポイント 3施設の廃止（同一都道府県内での再編）・・6ポイント 2施設の廃止（複数の都道府県での再編）・・4ポイント 2施設の廃止（同一都道府県内での再編）・・2ポイント	・事業を実施しようとする貯乳施設に係る都道府県下の貯乳施設数。 6カ所以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 5カ所・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4カ所・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3カ所・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2カ所・・・・・・・・・・・・・1ポイント
36	・施設の整備により、1日当たりの生乳処理施設の平均稼働率が10%以上増加。 30%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの平均稼働率。 30%以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント 40%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント 50%以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント 60%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント 61%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
37	・施設の整備により、1日当たりの生乳処理数量が5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの生乳処理数量が2トン以上。 30トン以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 20トン以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5トン以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2トン以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
38	・余乳処理の範囲（広域的な需給調整の実施）。 6つ以上の都道府県からの余乳を処理・・・・・・・・10ポイント 5つの都道府県からの余乳を処理・・・・・・・・8ポイント 4つの都道府県からの余乳を処理・・・・・・・・6ポイント 3つの都道府県からの余乳を処理・・・・・・・・4ポイント 2つの都道府県からの余乳を処理・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする余乳処理施設に生乳を出荷する都道府県数。 6つ以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 5つ・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4つ・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3つ・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2つ・・・・・・・・・・・・・1ポイント

別表 2（食品流通の合理化）

「達成すべき成果目標基準」をいずれか2つまで選択できることとし、うち1つは取組に対応したメニューの中から選択するものとする。

メニュー	達成すべき成果目標基準	ポイント	
安全・安心な食品流通	【環境負荷の軽減】 ・売場施設（共同物流拠点施設の荷捌き場を含む。）における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下	・指数値の平均が 27.4以下・・・7ポイント 27.5～41.7・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つのメニュー内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。）。 ・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が施設の整備を実施する場合又は上記以外の中央卸売市場がBSE対策に係る施設の整備を実施する場合・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合・・・8ポイント加算 ・円滑な取引を確保するための天災等により被災した施設の整備を実施する場合・・・8ポイント加算 ・民間活力を活用するPFI選定事業者が事業を実施する場合・・・4ポイント加算 ・出荷者及び実需者と連携し卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合・・・8ポイント加算
	【物品鮮度の保持】 ・低温売場（共同物流拠点施設の荷捌き場の中に設置する低温区画を含む。）における販売率（低温売場での販売金額／全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積／全売場面積）を1.8ポイント以上超過	・超過ポイント数が 4.9以上・・・7ポイント 1.8～4.8・・・3ポイント	
	【物品評価の改善】 ・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 ※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。 ・廃棄される物品の量を15.3%以上削減	・超過ポイント数が 2.4以上・・・7ポイント 1.2～2.3・・・3ポイント ・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3～39.4%・・・3ポイント	
	【品質管理の高度化】 ・BSE対策に対応した整備を実施 ・卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範の策定及び実施（共同物流拠点についても当該マニュアルに基づき規範の策定及び実施をするものとする。）	・BSE対策に係る施設の整備 ・・・7ポイント ・卸売業者、仲卸業者及び物流業者が取り組む品質管理についての規範を策定 ・・・7ポイント	
効率的な食品流通	【集荷力の向上】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つのメニュー内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。）。 ・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が施設の整備を実施する場合・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち
	【物流の迅速化】 ・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮	・作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント	
	【物流コスト等の削減】 ・物流コストを1.1%以上削減	・物流コストの削減率が 1.9%以上・・・7ポイント 1.1～1.8%・・・3ポイント	

	・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減 ・施設の維持管理コストを1.3%以上削減	・処理コストの削減率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント ・維持管理コストの削減率が 14.2%以上・・・7ポイント 1.3～14.1%・・・3ポイント	地方卸売市場への転換に係る取組による場合・・・8ポイント加算 ・円滑な取引を確保するための天災等により被災した施設の整備を実施する場合・・・8ポイント加算 ・民間活力を活用するP F I 選定事業者が事業を実施する場合・・・4ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的に取組むべき課題に係る取組」の3のうち「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合・・・8ポイント加算
卸売市場の再編	【統合による中央卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つの加算を行う。 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合・・・8ポイント加算
	【市場間連携による中央卸売市場の機能強化】 ・取扱数量が卸売市場整備基本方針に定める再編基準の指標①の取扱数量又は指標②の取扱数量のいずれか以上となる時期が連携後5年以内	・指標①の取扱数量（又は指標②の取扱数量）以上となるのが 連携後3年以内 ・・・7ポイント 連携後4年又は5年 ・・・3ポイント	・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち他の卸売市場との統合に係る取組による場合・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の整備を実施する場合・・・8ポイント加算
	【統合・市場間連携による地方卸売市場の再編】 ・統合の場合 目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過 ・市場間連携の場合 目標年度における連携市場の取扱数量の合計が推計値を0.7%以上超過（ただし、地域拠点市場と連携先市場との転送に係る取扱数量は控除する）	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント ・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント	・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち廃止に係る取組による場合・・・4ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち他の卸売市場との連携に係る取組による場合、又は産地・実需者と連携した集荷・販売活動に係る取組による場合・・・4ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的に取組むべき課題に係る取組」の3のうち「卸売市場の改革」及び「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合・・・8ポイント加算
輸出の促進	【輸出の拡大】 ・当該市場における目標年度の取扱金額に占める輸出向け金額の割合が5%以上 ・当該市場における平成26年の輸出金額に対する平成32年の輸出金額の割合が1.0倍以上 ・目標年度における輸出金額が推計値（過去の	・割合が 15%以上・・・7ポイント 5～14.9%・・・3ポイント ・割合が 1.4倍以上・・・7ポイント 1.0倍～1.39倍・・・3ポイント ・超過率が	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つのメニュー内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。）。 ・輸出促進のための協議会等に参画している場合又は参画予定の場合・・・8ポイント加算

	複数年度における輸出金額を基に算定する推計値とする。) の1.5倍以上超過	2.0倍以上・・・7ポイント 1.5倍～1.99倍・・・3ポイント	・当該市場又は共同物流拠点施設を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合・・・8ポイント ・当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合・・・4ポイント ・当該整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合、2品目以上）する場合・・・4ポイント ・輸出対象品目に係るPR活動を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント ・予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント
被災時の市場機能の維持強化	【耐震・防災性能の向上】 ・耐震補強の整備後に構造耐震指標がIs≧0.6又はIw≧1.0以上に改善 ・施設の防災対応に係る整備を実施	・構造耐震指標が Is≧0.7又はIw≧1.1 ・・・8ポイント 0.6≦Is<0.7又は1.0≦Iw<1.1 ・・・3ポイント ・施設の防災対応に係る整備と併せて防災設備を設置することにより、建築基準関係規定の基準を満たしている場合 ・・・8ポイント ・BCPに即した非常用電源の整備を実施し、卸売市場の生鮮食料品等の安定供給を確保する場合・・・10ポイント	以下の①、②それぞれの欄より該当するいずれか1つ又は2つの加算を行う。
			①
			・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項に基づく都道府県地域防災計画又は同法第42条第1項に基づく市町村地域防災計画の物資輸送等に関する計画において、災害時に緊急物資等の輸送拠点として活用することとされている卸売市場において卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合・・・8ポイント加算 ・新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築基準）前の施設において卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合・・・8ポイント加算 ・大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）等の地震防災対策関係法令に基づき地震防災に関する対策を強化又は推進する必要がある地域等に開設している卸売市場である場合・・・8ポイント加算 ・構造耐震指標がIs<0.3又はIw<0.7の施設において卸売市場耐震化施設整備の取組を行う場合・・・8ポイント加算 ・当該卸売市場における地震防災対策基準又は災害・危機管理マニュアルを作成している場合又は作成することが確実である場合・・・8ポイント加算 ・重要インフラの緊急点検を実施した卸売市場である場合・・・9ポイント加算
			②
			・災害時における他市場等との連携協定等

			を策定している場合又は策定することが 確実である場合・・・3ポイント加算
--	--	--	---

別表 3（特別加算ポイント）

別表 1 及び別表 2 に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合はポイントを加算できるものとする。ただし、別表 1 から別表 3 までのポイントの合計は31ポイントを上限とする。

（自給飼料増産加算ポイント）

自給飼料増産加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニューの欄の（１）のエの取組のうち、都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画において、飼料の自給率の向上に関する事項の計画が定められており、かつ、目標の飼料自給率が現在の飼料自給率より向上する計画を策定している地区の場合は 1 ポイントを加算できるものとする。

（G A P 認証取得等加算ポイント）

G A P 認証取得等加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニュー欄の 1 から 2 までの取組については、受益農業者の 1 割以上又は受益面積の 1 割以上が、G A P 認証（G L O B A L G . A . P .、A S I A G A P、J G A P（2016）又は J G A P 家畜・畜産物をいう。）を取得している場合は 1 ポイント加算できるものとする。 ただし、この場合は、別表 1-2-①において G A P 認証の取得に関する項目を選択することはできないものとする。

別表 4（都道府県加算ポイント）

別表 1 から別表 3 までに定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。ただし、別表 1 から別表 4 までのポイントの合計は32ポイントを上限とする。

都道府県加算ポイントの内容
事業実施主体が策定する事業実施計画について、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した場合には、産地競争力の強化及び食品流通の合理化の各政策目的から加算対象とすることができることとする（ただし、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画に卸売市場が位置付けられている場合にあっては、その選択において配慮するものとする）。 この場合においては、各政策目的ごとに各都道府県において加算するポイントの合計が 2 ポイント（北海道にあっては、 3 ポイント）を超えない範囲で、加算対象となった事業実施計画に対して 1 ポイント又は 2 ポイントを加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。 ただし、過去に実施した本対策の成果目標の一部又は全部が達成されておらず、都道府県から要綱第 8 の 3 による改善措置の指導をうけている事業実施主体の事業実施計画（交付要望額を 5 パーセント減じて要望するものを除く。）は、加算対象とすることができないこととする。 次世代型大規模園芸施設の整備の取組を行う場合は、過去に次世代施設園芸導入加速化支援事業で次世代施設園芸拠点や強い農業づくり交付金で次世代型大規模園芸施設の整備を行った都道府県にあっては、既整備の次世代施設園芸拠点等と異なる品目に取り組む場合に限り、都道府県ポイントを加算することができるものとする。

別表 5（優先枠等加算ポイント）

別表 1 から別表 4 に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合は、いずれか 1 つのポイントを加算できるものとする。

ただし、別表 1 から別表 5 までのポイントの合計は37ポイントを上限とする。

（優先枠加算ポイント）

優先枠加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニューの欄の 1 の次世代型大規模園芸施設及び次世代施設園芸技術実証温室の整備の取組、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組若しくは水田における高収益型農業への転換に向けた体制整備の取組又は 2 の（１）から（４）までの取組を行う場合には、それぞれの取組について事業実施計画をポイントの高い順（同一ポイントの場合は、査定前交付金要望額の小さい順。ただし、次世代型大規模園芸施設及び次世代施設園芸技術実証温室の整備の取組にあつては、栽培面積10a当たりの交付金の要望額の小さい順）に並べ、その結果、優先枠の予算の範囲内である事業実施計画については、5 ポイント加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。

（担い手加算ポイント）

担い手加算ポイントの内容
次に掲げる取組については、5 ポイント加算できるものとする。 （１）農業者のみが事業実施主体となる場合、事業参加者の全員が人・農地プランの「中心的経営体」又は担い手（認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）、集落営農（集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいう。）及び基本構想水準達成者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなすことのできる経営体をいう。）をいう。以下同じ。）であること。 （２）農業者以外を含む事業実施主体の場合、事業の受益面積の 7 割以上が担い手のものであること又は事業の受益面積における担い手への農地集積率が、都道府県の担い手への農地集積率より 2 割以上高いものであること（ただし、都道府県知事が地域や品目の実情を踏まえ、必要と判断する場合は、対象に「担い手」のほか、人・農地プランの「中心経営体」を含めることができるものとする。）。 （３）要綱別表 1 の I のメニューの欄の 1 の（１）のエ、要綱別表 1 の I のメニューの欄の 2 の（４）及び（６）の施設について、当該施設を利用する農業者の 5 割以上が担い手であること、処理等される家畜等の 5 割以上が担い手から出荷されたものであること又は生産される種畜等の配布・販売先農家で飼養されている家畜の 2 割以上が担い手であること（ただし、産地食肉センターの整備にあつては、当該施設の立地する都道府県、市町村又は施設利用者の属する生産者団体等が、畜産の担い手育成を促進するための計画を作成すること。）。

（農地中間管理機構との連携強化加算ポイント）

農地中間管理機構との連携強化加算ポイントの内容
直近 1 年（事業実施の前年 1 月から12月までの間をいう。）の「施設の受益者における規模拡大面積」に対する「農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第 4 条に規定する農地中間管理機構をいう。以下「機構」という。）による担い手への新規集積面積」の占める割合が 5 割以上の取組について、5 ポイントを加算できるものとする。 （判定方法） 施設の受益者（担い手）の農作物の作付における機構新規集積面積の計 施設の受益者の農作物の作付の規模拡大面積の計 ≥ 5 割